目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

・当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。

・お客様にご負担いただくお申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、実際のお申込み金額、保有期間等に応じて異なる場合があります。

当社における申込手数料は、購入金額（購入口数×１口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

＜口数指定でご購入する場合（例）＞

申込手数料率 3.0%（税抜）のファンドを購入価額 10,000 円（1 万口あたり）で 100 万口ご購入いただく場合は、

申込手数料（税抜）＝100 万口×10,000 円÷10,000 口×3.0%＝30,000 円

となり、合計 1,030,000 円（税抜）お支払いただくことになります。

＜金額指定でご購入する場合（例）＞

100 万円の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく 100 万円の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100 万円全額がファンドの購入金額となるものではありません。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。

・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。

・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3. 当社の概要

・商号等　：マネックス証券株式会社
　金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 165 号

・本店所在地　：〒107-6025　東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号

・設立　：1999 年 5 月

・資本金　：12,200 百万円

・主な事業　：金融商品取引業

・加入協会　：日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、
　一般社団法人 日本投資顧問業協会

・指定紛争解決機関　：特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター

・連絡先　：ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。
　お客様ダイヤル　：0120-846-365（通話料無料）
　03-6737-1666（携帯電話・PHS・一部 IP 電話）
　ログイン ID と暗証番号をご用意ください。
　当社ウェブサイト　：ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォームからお問合せいただけます。

以　上

（平成 29 年 2 月）

KTM_TOUSHIN_1.2

当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

申込手数料に関するご説明

■投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1 年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が 3%（税抜き）の場合

【保有期間】　　【1年あたりのご負担率（税抜き）】

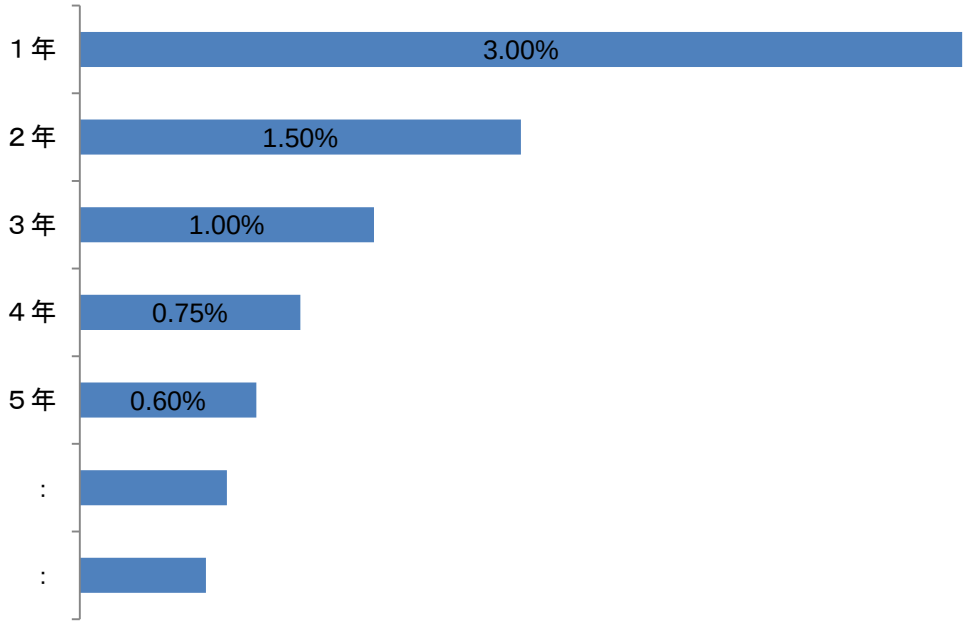

※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、１年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

（2017 年 10 月）

投資信託説明書
(交付目論見書)

使用開始日
2021年7月30日

Asset Management One

ミリオン(従業員積立投資プラン)

インデックスミリオン

追加型投信／国内／株式／インデックス型

ボンドミックスミリオン

追加型投信／国内／資産複合

この目論見書により行う「インデックスミリオン」および「ボンドミックスミリオン」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2021年7月29日に関東財務局長に提出しており、2021年7月30日にその効力が生じております。

◆上記各ファンドを総称して「ミリオン(従業員積立投資プラン)」または「ミリオン」ということがあります。また、それぞれを「ファンド」ということがあります。

■本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

■ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。
本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

■ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

■ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

■ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

アセットマネジメントOne株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号
設立年月日:1985年7月1日
資本金:20億円(2021年4月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額:18兆5,569億円
(2021年4月末現在)

委託会社への照会先

【コールセンター】
0120-104-694
(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】
http://www.am-one.co.jp/

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

みずほ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

■インデックスミリオン

商品分類				属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
追加型	国　内	株　式	インデックス型	その他資産（投資信託証券※）	年1回	日　本	ファミリーファンド	日経225

※投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「株式・一般」です。

■ボンドミックスミリオン

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国　内	資産複合	資産複合（債券、その他資産（投資信託証券（株式））資産配分固定型	年1回	日　本	ファミリーファンド

◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）でご覧いただけます。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

≪インデックスミリオン≫

「MHAM株式インデックス225マザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）を通じて、主としてわが国の株式に投資を行い、日経平均株価（日経225）の動きに連動する投資成果を目指します。

≪ボンドミックスミリオン≫

主としてわが国の株式および公社債に投資を行い（株式についてはマザーファンドを通じて投資を行います。）、信託財産の長期的な成長と安定した収益の確保を目指します。

ファンドの特色

≪インデックスミリオン≫

1 「MHAM株式インデックス225マザーファンド」受益証券を主要投資対象とし、日経平均株価（日経225）の動きに連動する投資成果を目指します。

●マザーファンド受益証券への投資は、できるだけ高位を保ちます。

2 マザーファンドは、日経平均株価に採用されている銘柄の中から200～225銘柄に原則として等株数投資を行い、株式の組入比率を高位に保ちます。

≪ボンドミックスミリオン≫

1 「MHAM株式インデックス225マザーファンド」受益証券およびわが国の公社債を主要投資対象とし、株式投資による信託財産の長期的な成長と、公社債投資による安定した収益の確保を目指します。

●マザーファンド受益証券および公社債の組入比率は、それぞれ50%程度とします。
（この比率は変更になることがあります。）

日経平均株価とは?

日経平均株価は、東京証券取引所第一部上場銘柄のうち、流動性・業種セクターのバランスを考慮して選択された225銘柄の平均株価です。
日経平均株価は、市況変動以外の要因（採用銘柄の入替えや採用銘柄の株式分割など）を除去して指数値の連続性を保っており、わが国の株式市場動向を継続的に捉える指標として広く利用されています。

（注）「日経平均株価」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体および「日経平均株価」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。各ファンドは、投資信託委託会社等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用および各ファンドの取引に関して、一切責任を負いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

各ファンドの概要

ファンド	主要投資対象	組入比率（程度）	特色
インデックスミリオン	MHAM株式インデックス225マザーファンド	100%	日経平均株価（日経225）の動きに連動する投資成果を目指します。
ボンドミックスミリオン	MHAM株式インデックス225マザーファンド	50%	日経平均株価（日経225）の動きに連動する投資成果を目指すマザーファンドへ投資するとともに、国債・地方債など公社債への投資により、安定性も高めます。
	公社債（国債・地方債など）	50%	

※上記の組入比率は、株式・公社債市況などにより変更になることがあります。

ファミリーファンド方式の仕組み

各ファンドは「MHAM株式インデックス225マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式について

ファミリーファンド方式とは、投資者の皆さまからお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

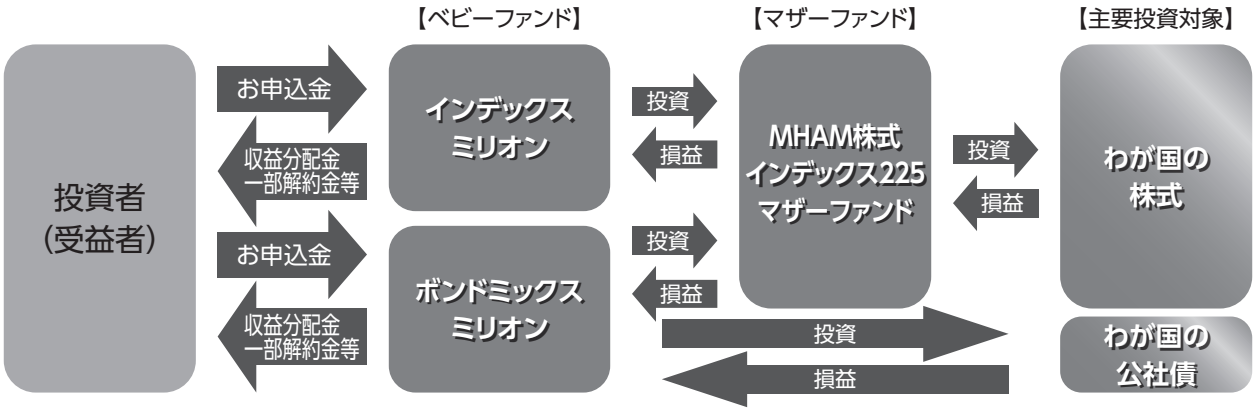

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

【ご参考】

ミリオンの購入のお申込みは、原則として給与天引き方式となっており、原則として次のような仕組みで運営されます。

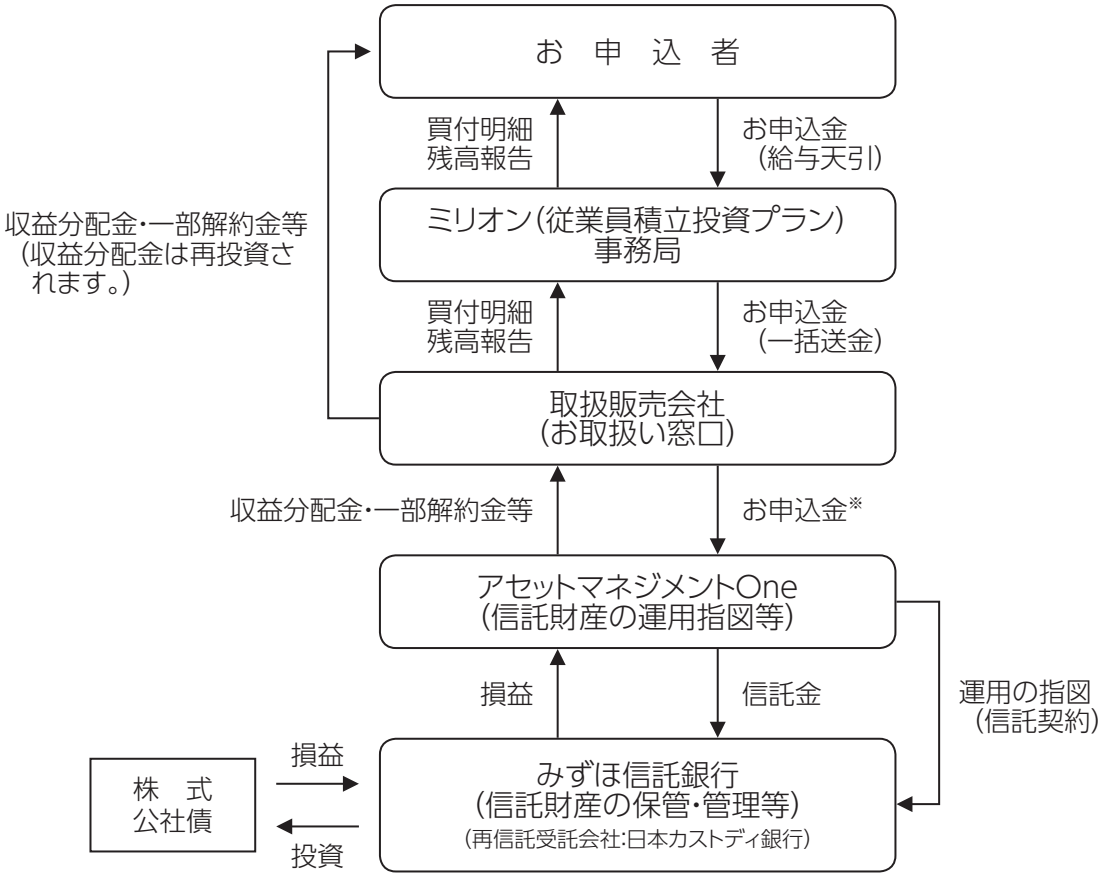

◆購入・換金のお申込みは、原則として事務局を通じて行います。

※お申込金は、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座(受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座)に払い込まれます。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

主な投資制限

≪インデックスミリオン≫

マザーファンド受益証券	マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への投資は行いません。
デリバティブ取引	マザーファンドを通じて、デリバティブ取引を利用することができます。
非株式（株式以外の資産）	非株式への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

≪ボンドミックスミリオン≫

マザーファンド受益証券	マザーファンド受益証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。
外貨建資産	外貨建資産への投資は行いません。
デリバティブ取引	デリバティブ取引を利用することができます。
非株式（株式以外の資産）	非株式への実質投資割合は、原則として信託財産総額の75%以下とします。

分配方針（各ファンド共通）

毎決算時（原則として毎年10月29日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として次の通り収益分配を行います。

◆分配対象額の範囲は、利子・配当収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
◆分配金額は、利子・配当収益を中心に委託会社が基準価額の水準等を勘案して決定します。
◆収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づき再投資します。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

各ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
また、投資信託は預貯金と異なります。

株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。
各ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、各ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、各ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。
なお、「インデックスミリオン」では、株式と株価指数先物取引等の合計組入比率を高位に維持するため、株式市場の動向により基準価額は大きく変動します。

金利変動リスク

金利の上昇（公社債の価格の下落）は、基準価額の下落要因となります。
一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、「ボンドミックスミリオン」が投資する公社債の価格に影響を及ぼし、「ボンドミックスミリオン」の基準価額を下落させる要因となります。

信　用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。
各ファンドが投資する株式の発行企業や公社債等の発行体が、財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、またはその可能性が高まった場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

資産配分リスク

資産配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数または全ての資産の価値が同時に下落した場合等は、基準価額の下落要因となります。
「ボンドミックスミリオン」では、わが国の株式・公社債に資産配分を行いますが、配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数の資産の価値が同時に下落した場合には、「ボンドミックスミリオン」の基準価額が下落する可能性があります。

流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。
規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却（または購入）することができない可能性があり、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

投資リスク

その他の留意点

- 各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 「インデックスミリオン」および「ボンドミックスミリオン」における株式への投資は、日経平均株価（日経225）の動きと連動する投資成果を目指しておりますが、追加設定・一部解約による影響、株価指数の構成銘柄の一部を組み入れない場合の影響、組入銘柄の配当による影響、売買コストや運用管理費用等の影響などにより、「インデックスミリオン」の基準価額の騰落率、もしくは「ボンドミックスミリオン」の株式ポートフォリオの騰落率と、同じ期間における日経平均株価（日経225）の騰落率との間に、乖離が生じる場合があります。
- 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。
  - 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
  - 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
  - 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- 各ファンドは、証券取引所における取引の停止等があるときには、換金請求の受付けを中止すること、およびすでに受け付けた換金請求の受付けを取り消すことがあります。
- 「インデックスミリオン」および「ボンドミックスミリオン」における株式への投資は、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、各ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、各ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。

リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。

投資リスク

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

インデックスミリオン

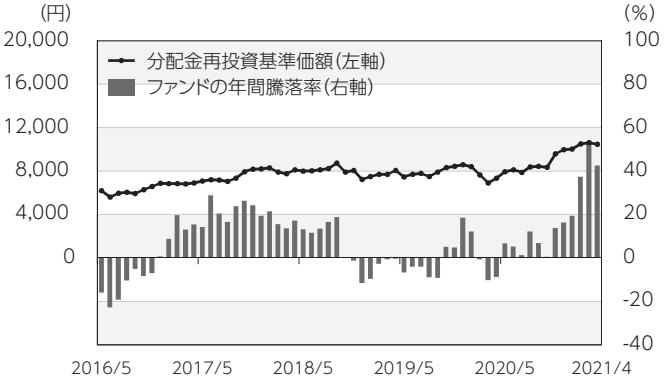

ボンドミックスミリオン

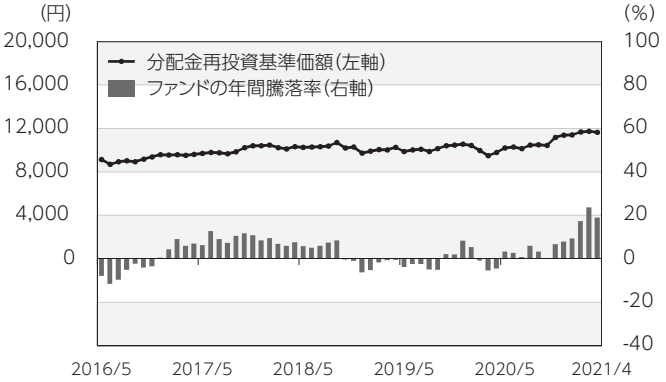

＊ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。なお、分配金再投資基準価額は、1999年1月4日の各ファンドの基準価額（インデックスミリオン 5,040円、ボンドミックスミリオン 8,012円）に合わせて指数化しています。

＊ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

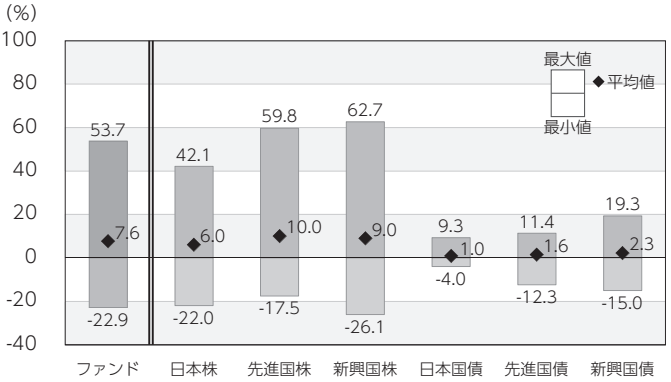

2016年5月～2021年4月

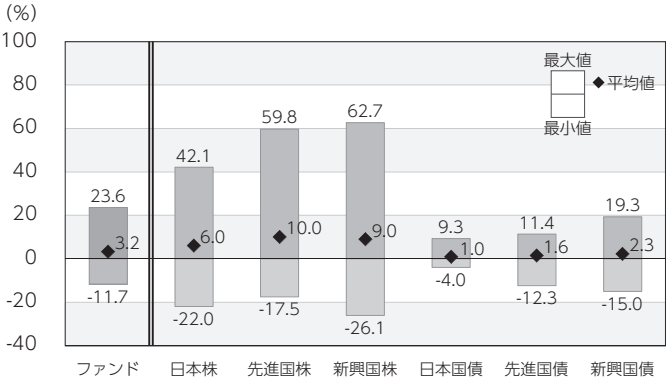

2016年5月～2021年4月

＊上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

＊すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日　本　株	東証株価指数（TOPIX） （配当込み）	「東証株価指数（TOPIX）」は、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所（㈱東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、㈱東京証券取引所が有しています。
先 進 国 株	MSCIコクサイ・インデックス （配当込み、円ベース）	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新 興 国 株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス （配当込み、円ベース）	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日 本 国 債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先 進 国 債	FTSE世界国債インデックス （除く日本、円ベース）	「FTSE世界国債インデックス（除く日本）」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新 興 国 債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ベース）	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

（注）海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

運用実績

データの基準日:2021年4月30日

インデックスミリオン

基準価額・純資産の推移《2011年4月28日～2021年4月30日》

※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:1987年10月30日)

分配の推移(税引前)

2016年10月	0円
2017年10月	60円
2018年10月	55円
2019年10月	0円
2020年10月	50円
設定来累計	560円

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄　※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	MHAM株式インデックス225マザーファンド	99.31
2	ミリオン・インデックスマザーファンド	0.63

※マザーファンドの入替えのため、「MHAM株式インデックス225マザーファンド」を2021年2月2日に投資対象に追加し、「ミリオン・インデックスマザーファンド」を2021年6月18日に投資対象から削除する約款変更を行いました。上記は2021年4月30日基準日の主要な資産の状況です。

年間収益率の推移(暦年ベース)

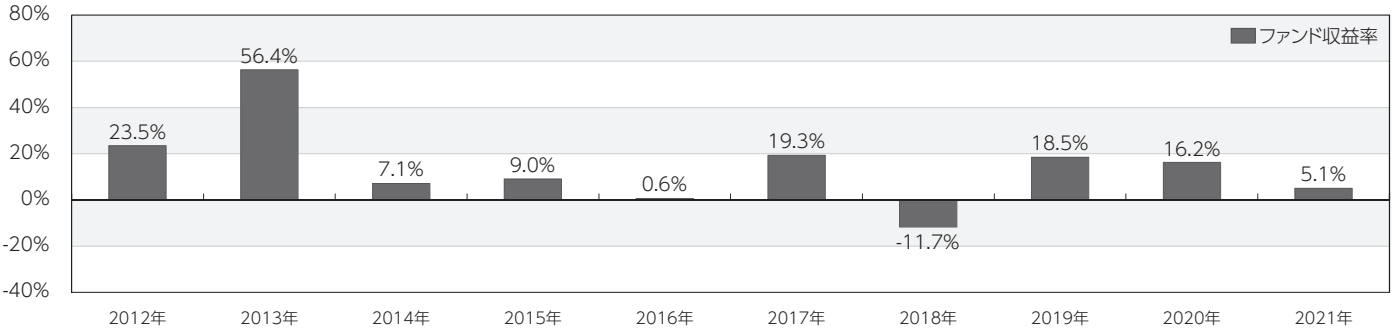

※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※2021年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

運用実績

データの基準日:2021年4月30日

ボンドミックスミリオン

基準価額・純資産の推移《2011年4月28日～2021年4月30日》

※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:1987年10月30日)

分配の推移(税引前)

2016年10月	0円
2017年10月	60円
2018年10月	30円
2019年10月	0円
2020年10月	35円
設定来累計	675円

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

資産の種類		比率(%)
地方債証券		32.37
	内　日本	32.37
特殊債券		12.32
	内　日本	12.32
社債券		1.29
	内　日本	1.29
親投資信託受益証券		49.52
	内　日本	49.52
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		4.50
合計(純資産総額)		100.00

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	利率(%)	償還日	比率(%)
1	MHAM株式インデックス225マザーファンド	親投資信託受益証券	－	－	49.19
2	い794号　利付農林債	特殊債券	0.01	2021/7/27	5.13
3	736回　東京都公募公債	地方債証券	0.505	2024/9/20	2.61
4	23年度5回　広島市公募公債	地方債証券	1.01	2022/2/25	2.59
5	23年度10回　札幌市公募公債　10年	地方債証券	1	2021/12/20	2.58
6	323回　利附信金中金債(5年)	特殊債券	0.03	2021/10/27	2.57
7	166回　政保日本高速道路保有・債務返済機構	特殊債券	0.895	2022/6/30	1.94
8	24年度9回　千葉県公募公債	地方債証券	0.82	2023/2/24	1.47
9	24年度7回　静岡県公募公債	地方債証券	0.829	2022/9/20	1.43
10	42回　道路債券	特殊債券	2.22	2025/3/21	1.39

※マザーファンドの入替えのため、「MHAM株式インデックス225マザーファンド」を2021年2月2日に投資対象に追加し、「ミリオン・インデックスマザーファンド」を2021年6月18日に投資対象から削除する約款変更を行いました。上記は2021年4月30日基準日の主要な資産の状況です。

年間収益率の推移(暦年ベース)

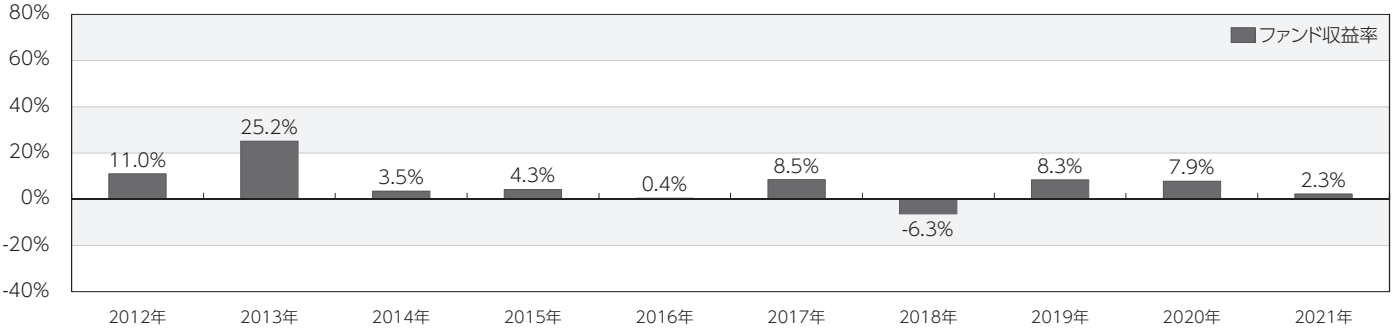

※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※2021年については年初から基準日までの収益率を表示しています。
※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

運用実績

データの基準日:2021年4月30日

主要な資産の状況

■MHAM株式インデックス225マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

資産の種類		比率(%)
株式		97.44
	内　日本	97.44
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		2.56
合計(純資産総額)		100.00

その他資産の投資状況

資産の種類	比率(%)
株価指数先物取引(買建)	2.49

株式組入上位5業種

順位	業種	比率(%)
1	電気機器	22.15
2	情報・通信業	13.37
3	小売業	12.34
4	化学	7.59
5	医薬品	6.67

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	ファーストリテイリング	株式	日本	小売業	10.93
2	ソフトバンクグループ	株式	日本	情報・通信業	7.22
3	東京エレクトロン	株式	日本	電気機器	5.88
4	ファナック	株式	日本	電気機器	3.07
5	ダイキン工業	株式	日本	機械	2.67
6	アドバンテスト	株式	日本	電気機器	2.53
7	KDDI	株式	日本	情報・通信業	2.42
8	信越化学工業	株式	日本	化学	2.25
9	エムスリー	株式	日本	サービス業	2.21
10	テルモ	株式	日本	精密機器	2.01

■ミリオン・インデックスマザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

資産の状況

資産の種類	比率(%)
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	100.00
合計(純資産総額)	100.00

その他資産の投資状況

資産の種類	比率(%)
株価指数先物取引(買建)	99.08

組入銘柄

該当事項はありません。

※マザーファンドの入替えのため、「MHAM株式インデックス225マザーファンド」を2021年2月2日に投資対象に追加し、「ミリオン・インデックスマザーファンド」を2021年6月18日に投資対象から削除する約款変更を行いました。上記は2021年4月30日基準日の主要な資産の状況です。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社により異なります。（当初元本1口=1円） ※詳細は販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額（基準価額は1万口当たりで表示しています。）
購入代金	購入申込受付日から起算して4営業日目までにお支払いください。 ※なお、販売会社が別に定める方法により、上記の期日以前に購入代金をお支払いいただく場合があります。
換金単位	1口単位
換金価額	換金申込受付日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して4営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。
購入の申込期間	2021年7月30日から2022年1月28日まで ※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。
信託期間	無期限（1987年10月30日設定）
繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了（繰上償還）することがあります。 •信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき。 •やむを得ない事情が発生したとき。
決算日	毎年10月29日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※収益分配金は自動的に全額再投資されます。
信託金の限度額	各ファンドにおいて1,000億円
公告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ（http://www.am-one.co.jp/）に掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。なお、各ファンドの非課税口座の取扱いは販売会社により異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除の適用が可能です。
その他	ミリオン（従業員積立投資プラン）の購入のお申込みは、原則として給与天引き方式です。

手続・手数料等

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

<table>
<tr><th colspan="2">投資者が直接的に負担する費用</th></tr>
<tr><td>購入時手数料</td><td>ありません。</td></tr>
<tr><td>信託財産留保額</td><td>ありません。</td></tr>
<tr><th colspan="2">投資者が信託財産で間接的に負担する費用</th></tr>
<tr><td>運用管理費用
（信託報酬）</td><td>各ファンドの日々の純資産総額に対して<u>年率0.55%(税抜0.5%)</u>
信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率
※運用管理費用（信託報酬）は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき各ファンドから支払われます。
<table>
<tr><th>支払先</th><th>内訳（税抜）</th><th>主な役務</th></tr>
<tr><td>委託会社</td><td>年率0.225%</td><td>信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価</td></tr>
<tr><td>販売会社</td><td>年率0.225%</td><td>購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td></tr>
<tr><td>受託会社</td><td>年率0.050%</td><td>運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>その他の
費用・手数料</td><td>その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。
•組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
•信託事務の処理に要する諸費用
•監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用　　等
監査費用は毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。
※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。</td></tr>
</table>

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

■税金

●税金は表に記載の時期に適用されます。

●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※上記は2021年4月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

MEMO

当ページは目論見書の内容ではありません。

Asset
Management
One

投資信託説明書（請求目論見書）

使用開始日
2021年7月30日

Asset Management One

ミリオン（従業員積立投資プラン）

インデックスミリオン

追加型投信／国内／株式／インデックス型

ボンドミックスミリオン

追加型投信／国内／資産複合

■この目論見書により行う「インデックスミリオン」、「ボンドミックスミリオン」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第５条の規定により、有価証券届出書を2021年７月29日に関東財務局長に提出しており、2021年７月30日にその効力が生じております。

■「インデックスミリオン」、「ボンドミックスミリオン」の基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資家のみなさまに帰属します。したがって、ファンドは、元本が保証されているものではありません。

アセットマネジメントOne株式会社

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
ファンドは、課税上「株式投資信託」として取り扱われます。

■委託会社への照会先

【コールセンター】 **0120-104-694** （受付時間：営業日の午前９時～午後５時）
【ホームページアドレス】 **http://www.am-one.co.jp/**

発行者名	アセットマネジメントＯｎｅ株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長　菅野　暁
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目８番２号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

目　　次

第一部【証券情報】・・・

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

インデックスミリオン

ボンドミックスミリオン

（以下、上記を総称して「ミリオン（従業員積立投資プラン）」または「ミリオン」ということがあり、それぞれを「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」と称することがあります。）です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

また、各ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付けまたは信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込日の基準価額とします。

※　「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除して求めた金額(純資産総額)を計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号※
アセットマネジメントOne株式会社	http://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

注：電話番号はコールセンターのものです（以下同じ）。

※　電話によるお問い合わせは、営業日の午前９時～午後５時までとさせていただきます。（以下同じ。）

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

申込単位は販売会社により異なります。申込単位については、販売会社にお問い合わせください。

（注）収益分配金の再投資については、1口の整数倍をもって取得することができます。

※当初元本は1口当たり1円です。

（７）【申込期間】

2021年7月30日から2022年1月28日まで

※　申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

各ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	http://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

（９）【払込期日】

取得申込金額は、取得申込日から起算して4営業日目までに販売会社にお支払いいただきます。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込金額をお支払いいただく場合があります。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、アセットマネジメントOne株式会社（「委託者」または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、みずほ信託銀行株式会社（「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座(受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座)に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

取得申込金額は、お申込みの販売会社にお支払いください。なお、払込取扱場所については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	http://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

○　投資信託振替制度における振替受益権について

各ファンドの受益権は、2007年１月４日より投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）に移行しており、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

振替制度においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

①　「インデックスミリオン」は、「ＭＨＡＭ株式インデックス２２５マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）を通じて、主としてわが国の株式に投資を行い、信託財産の長期的成長を図ることを目的として運用を行い、日経平均株価（日経２２５）の動きに連動する投資成果を目指します。また、「ボンドミックスミリオン」は、主としてわが国の株式および公社債に投資を行い（株式についてはマザーファンドを通じて投資を行います。）、信託財産の長期的成長と安定した収益の確保を図ることを目的として安定運用を行います。

＜ファンドの特色＞

「インデックスミリオン」

Ⅰ．「ＭＨＡＭ株式インデックス２２５マザーファンド」受益証券を主要投資対象とし、日経平均株価（日経２２５）の動きに連動する投資成果を目指します。

Ⅱ．マザーファンドは、日経平均株価に採用されている銘柄の中から２００～２２５銘柄に原則として等株数投資を行い、株式の組入比率を高位に保ちます。

「ボンドミックスミリオン」

Ⅰ．「ＭＨＡＭ株式インデックス２２５マザーファンド」受益証券およびわが国の公社債を主要投資対象とし、株式投資による信託財産の長期的な成長と、公社債投資による安定した収益の確保を目指します。

②　各ファンドは、1,000億円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限については、受託会社と合意のうえ変更することができます。

③　一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

「インデックスミリオン」

＜商品分類＞

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉となる資産）	補足分類
単位型 追加型	国　　内 海　　外 内　　外	株　　式 債　　券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合	インデックス型 特殊型

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

・商品分類定義

追 加 型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国　　内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株　　式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
インデックス型	目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

＜属性区分＞

・属性区分表

投資対象資産 （実際の組入資産）	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券）※ 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ 対象インデックス 日経225 ＴＯＰＩＸ その他 （　　）

※ 当ファンドが投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「株式・一般」です。

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

・属性区分定義

その他資産 （投資信託証券）	目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。
株式・一般	目論見書又は投資信託約款において、主として株式に投資する旨の記載があるもので、大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。 ※当ファンドは、マザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、株式に投資を行います。
年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
日経225	目論見書又は投資信託約款において、日経225（日経平均株価）に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

（注１）商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

（注２）当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）でご覧いただけます。

（注３）当ファンドはマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、株式を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

「ボンドミックスミリオン」

＜商品分類＞

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉となる資産）
単位型 追加型	国　　内 海　　外 内　　外	株　　式 債　　券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

・商品分類定義

追 加 型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国　　内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書又は投資信託約款において、「株式」、「債券」、「不動産投信」及び「その他資産」のうち、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

＜属性区分＞

・属性区分表

投資対象資産 （実際の組入資産）	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合 （債券、その他資産（投資信託証券（株式）） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

・属性区分定義

資産複合 （債券、その他資産（投資信託証券（株式）） 資産配分固定型	目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、括弧内の記載はその該当複数資産を表す。 ※当ファンドでの株式への投資は、マザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて行います。
年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

（注１）商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

（注２）当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）でご覧いただけます。

（２）【ファンドの沿革】

1987年10月30日	信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
2007年１月４日	投資信託振替制度へ移行
2016年10月１日	ファンドの委託会社としての業務をみずほ投信投資顧問株式会社からアセットマネジメントOne株式会社に承継
2021年2月2日	ファンドの主要投資対象に「ＭＨＡＭ株式インデックス２２５マザーファンド」を追加
2021年6月18日	ファンドの主要投資対象から「ミリオン・インデックスマザーファンド」を削除
2021年7月30日	信託報酬率(税抜）を「年率1.55％」から「年率0.5％」に引き下げ

（３）【ファンドの仕組み】

①　各ファンドの運営の仕組み

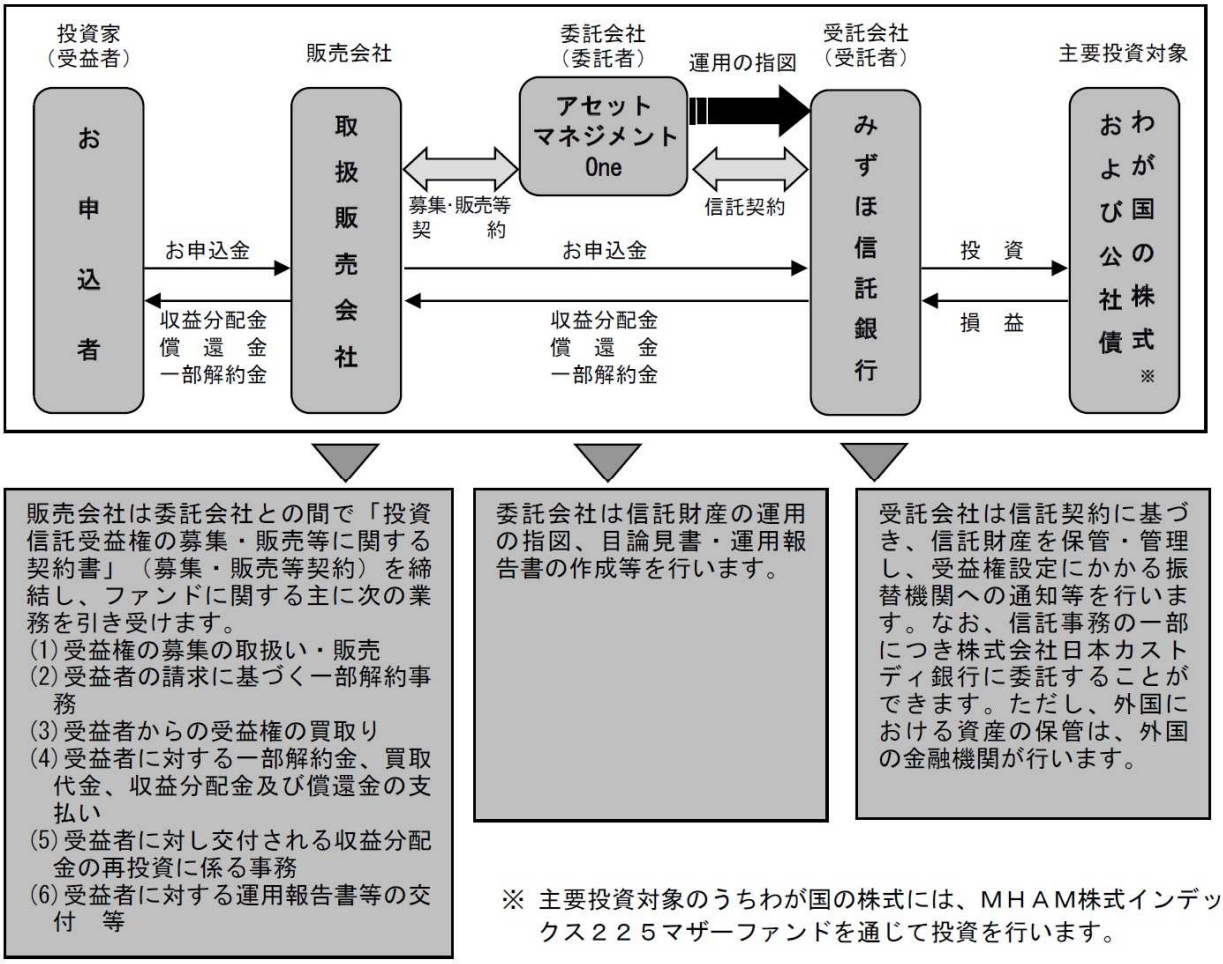

※ 主要投資対象のうちわが国の株式には、ＭＨＡＭ株式インデックス２２５マザーファンドを通じて投資を行います。

②　ファミリーファンドの仕組み

各ファンドは「ＭＨＡＭ株式インデックス２２５マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。

≪ファミリーファンド方式 ≫

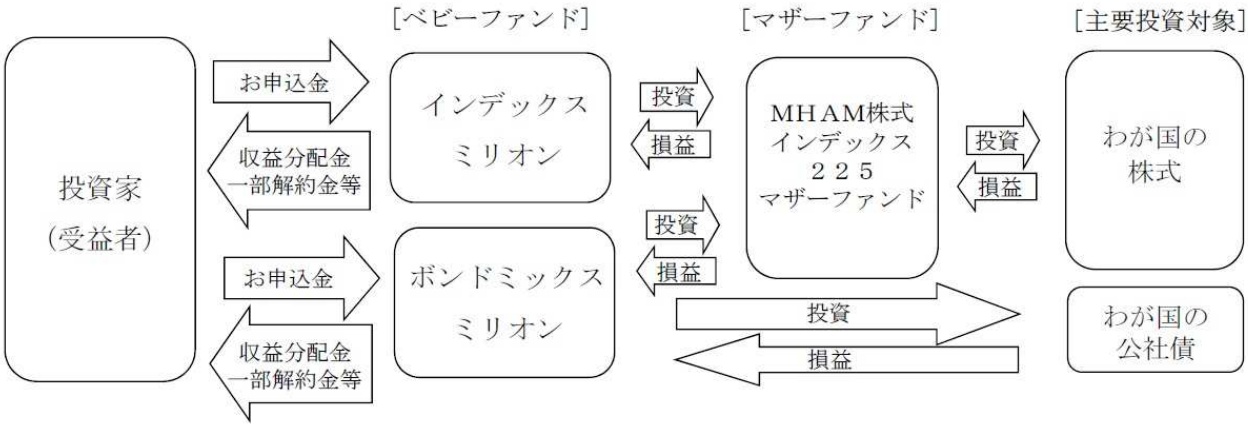

※　ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

※　「ボンドミックスミリオン」については、マザーファンドのほかに、わが国の公社債に直接投資します。

③　委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目８番２号

資本金の額

20億円（2021年4月30日現在）

委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
2008年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「ＤＩＡＭアセットマネジメント株式会社」に商号変更
2016年10月1日	ＤＩＡＭアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

（2021年4月30日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株※1	70.0%※2
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0%※2

※1：Ａ種種類株式（15,510株）を含みます。

※2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

２【投資方針】

（１）【投資方針】

①　基本方針

「インデックスミリオン」

この投資信託は、信託財産の長期的成長を図ることを目的として、運用を行います。

「ボンドミックスミリオン」

この投資信託は、信託財産の長期的成長と安定した収益の確保を図ることを目的として、安定運用を行います。

②　運用方法

１．主要投資対象

「インデックスミリオン」

ＭＨＡＭ株式インデックス２２５マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

「ボンドミックスミリオン」

ＭＨＡＭ株式インデックス２２５マザーファンド受益証券およびわが国の公社債を主要投資対象とします。

２．投資態度

「インデックスミリオン」

ｉ．日経平均株価と連動した投資成果を獲得するため、ＭＨＡＭ株式インデックス２２５マザーファンド受益証券への投資は、できるだけ高位を保ちます。

ⅱ．非株式（株式以外の資産）への実質投資割合※は、原則として信託財産総額の50％以下とします。

「ボンドミックスミリオン」

ｉ．ＭＨＡＭ株式インデックス２２５マザーファンド受益証券への投資により信託財産の長期的成長を目指し、公社債への投資により利息など安定収益の確保を図ります。

ⅱ．非株式（株式以外の資産）への実質投資割合※は、原則として信託財産総額の75％以下とします。

※「実質投資割合」とは、投資対象である当該資産につき、当該ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当該ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の当該ファンドの信託財産総額に対する割合をいいます。（以下同じ。）

＜日経平均株価とは＞

日経平均株価は、東京証券取引所第一部上場銘柄のうち、流動性・業種セクターのバランスを考慮して選択された225銘柄の平均株価です。

日経平均株価は、市況変動以外の要因（採用銘柄の入れ替えや採用銘柄の株式分割など）を除去して指数値の連続性を保っており、わが国の株式市場動向を継続的に捉える指標として広く利用されています。

①「日経平均株価」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体および「日経平均株価」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。
②「日経」および「日経平均株価」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属しています。
③各ファンドは、投資信託委託会社等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用および各ファンドの取引に関して、一切責任を負いません。
④株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。
⑤株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

＜各ファンドの概要＞

ファンド	主要投資対象	組入比率(程度)	特色
インデックスミリオン	ＭＨＡＭ株式インデックス２２５マザーファンド(マザーファンドは、日経平均株価(日経225)採用銘柄の中から200～225銘柄に、原則として等株数投資を行います。)	100%	日経平均株価(日経225)の動きに連動する投資成果を目指します。
ボンドミックスミリオン	ＭＨＡＭ株式インデックス２２５マザーファンド	50%	日経平均株価(日経225)の動きに連動する投資成果を目指すマザーファンドに投資するとともに、国債・地方債など公社債への投資により、安定性も高めます。
	公社債(国債・地方債など)	50%	

各ファンドにおける上記の組入比率は、株式・公社債市況などにより変更になることがあります。

なお、ミリオンの取得のお申込みは、原則として給与天引き方式となっており、原則として次のような仕組みで運営されます。

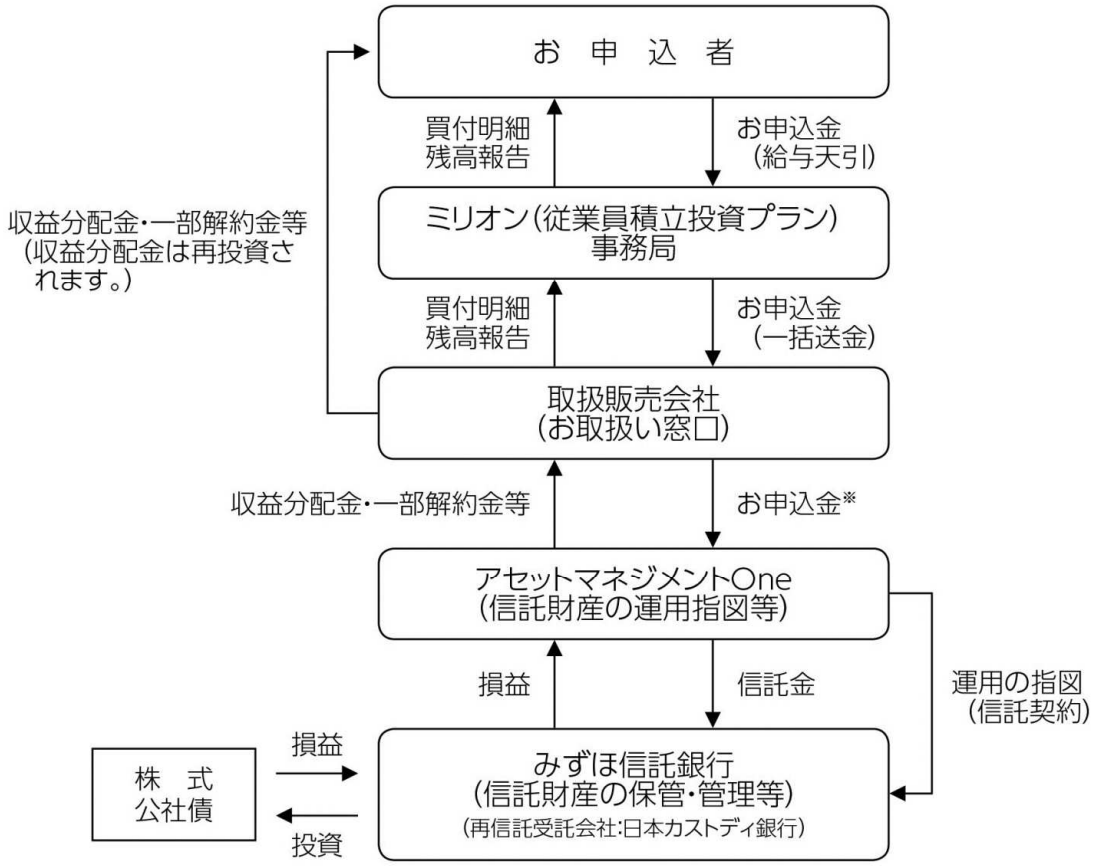

※　取得のお申込みおよび解約のご請求は、原則として事務局を通じて行います。

＊ お申込金は、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払い込まれます。

③　ファンドの投資プロセス

「インデックスミリオン」「ボンドミックスミリオン」の各ファンドは、ＭＨＡＭ株式インデックス２２５マザーファンド受益証券への投資を通じ、以下のプロセスにより株式の投資を行います。

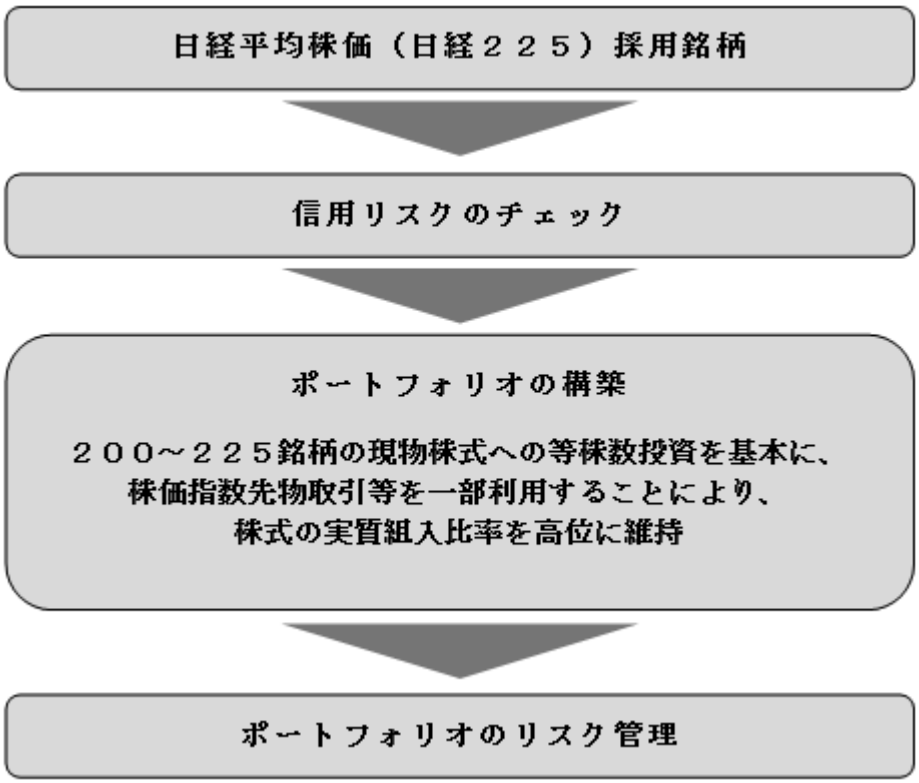

１．日経平均株価に対する連動性を勘案しつつ、計量モデルなども活用して、日経平均株価採用銘柄のうち信用リスクが高いと判断される銘柄を投資対象から除外する場合があります。

２．日経平均株価採用銘柄のうち200～225銘柄に対して、原則として等株数投資を行います。こうした現物株式への等株数投資を基本に、株価指数先物取引等を一部利用することで、株式と株価指数先物取引等の合計の実質組入比率を高位に維持し、日経平均株価との連動性の確保に努めます。

３．日経平均株価の動きと株式ポートフォリオの値動きの乖離(トラッキングエラー)を日々管理し、修正が必要な場合は速やかにポートフォリオの見直しを実施します。

※　上記のプロセスは、今後変更される場合があります。

「ボンドミックスミリオン」は、以下のプロセスにより公社債への投資を行います。

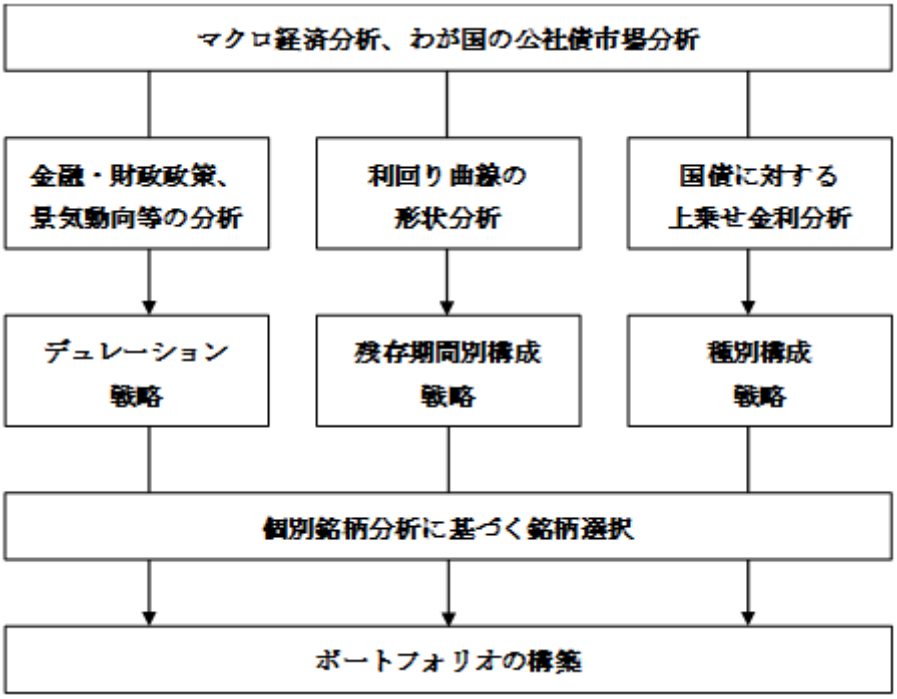

１．「ボンドミックスミリオン」における公社債への投資は、投資環境会議によるマクロ経済分析、投資方針会議による公社債市場分析を基に行われます。

２．マクロ経済予測を前提に市場予測等を行い、これに基づきデュレーション戦略(公社債ポートフォリオ全体のデュレーションをどの程度の長さにするか＝金利変動リスクをどの程度とるか)、残存期間別構成戦略(償還までの期間がどの程度の長さの公社債に投資の重点を置くか)、種別構成戦略(国債・政府保証債・地方債・金融債・事業債など、それぞれの種別の公社債にどの程度投資するか)をそれぞれ策定します。

３．以上のプロセスにより決定された３つの戦略を基に、短・中期債を中心に、「ボンドミックスミリオン」の公社債部分に組入れる銘柄を決定し、公社債ポートフォリオを構築します。個別銘柄の選択にあたっては、割高・割安の分析に加え、信用リスク・流動性リスクを十分に勘案します。

※　上記のプロセスは、今後変更される場合があります。

（２）【投資対象】

①　有価証券の指図範囲

「インデックスミリオン」

委託会社は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたＭＨＡＭ株式インデックス２２５マザーファンドの受益証券、指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）、コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等に、投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券(コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等を除きます。)に投資することを指図しません。

「ボンドミックスミリオン」

委託会社は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたＭＨＡＭ株式インデックス２２５マザーファンドの受益証券および、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券(短期社債等およびコマーシャル・ペーパーを除きます。)に投資することを指図しません。

１．国債証券

２．地方債証券

３．特別の法律により法人が発行する債券

４．社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

５．コマーシャル・ペーパー

６．外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券または証書で、１.～５.の証券または証書の性質を有するもの

なお、１．から４．までの証券および６．の証券を以下「公社債」といいます。

７．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

８．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

②　金融商品の指図範囲

「インデックスミリオン」

委託会社は、信託金を、①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。また、①の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

「ボンドミックスミリオン」

委託会社は、信託金を、①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。また、①の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

③　その他の投資対象

「ボンドミックスミリオン」

有価証券先物取引等

委託会社は、有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券および金利にかかるこれらの取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことを指図することができます。

（３）【運用体制】

ａ．ファンドの運用体制

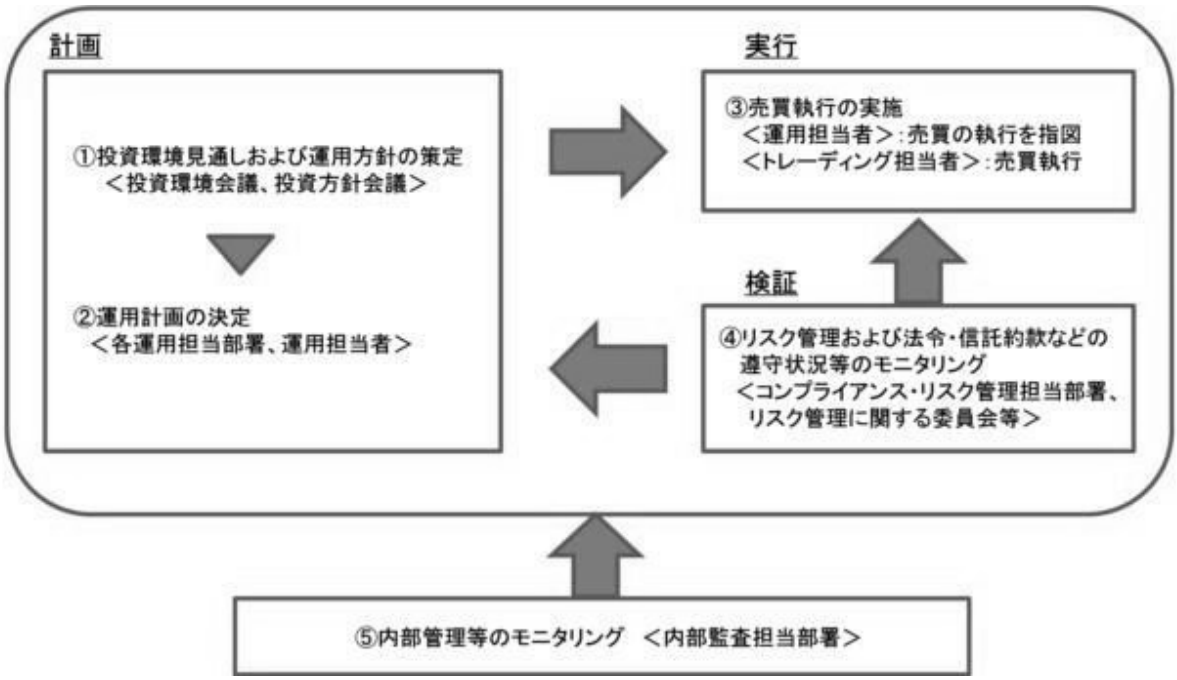

①　投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

②　運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

③　売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

④　モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

⑤　内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

ｂ．ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

ｃ．運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

※運用体制は2021年4月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

※上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

（４）【分配方針】

「インデックスミリオン」、「ボンドミックスミリオン」各ファンド共通

①　収益分配方針

年１回の毎決算時(原則として10月29日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日)に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

１．分配対象額の範囲は、利子・配当収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

２．分配金額は、利子・配当収益を中心に委託会社が基準価額の水準等を勘案して決定します。

３．収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づき再投資します。

※　将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

②　収益分配金の再投資

１．収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、販売会社に交付されます。

２．販売会社は、分配金累積投資に関する契約に基づき、受益者に対し、遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行い、当該再投資にかかる売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

ａ．約款で定める投資制限

①　マザーファンドへの投資割合

「インデックスミリオン」（約款　運用の基本方針 運用方法（(3)投資制限）

マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。

「ボンドミックスミリオン」（約款　運用の基本方針 運用方法（(3)投資制限および約款第16条）

委託会社は、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の70以上となる投資の指図をしません。

②　非株式

「インデックスミリオン」（約款　運用の基本方針 運用方法（(2)投資態度）

非株式(株式以外の資産)への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50％以下とします。

「ボンドミックスミリオン」（約款　運用の基本方針 運用方法（(2)投資態度）

非株式(株式以外の資産)への実質投資割合は、原則として信託財産総額の75％以下とします。

③　外貨建資産（約款 運用の基本方針 運用方法(3)投資制限）

「インデックスミリオン」、「ボンドミックスミリオン」各ファンド共通

外貨建資産への投資は行いません。

④　公社債

「ボンドミックスミリオン」（約款第18条）

委託会社が投資することを指図する公社債のうち、外国または外国の者の発行する邦貨建公社債およびわが国またはわが国法人が外国において発行する邦貨建公社債については、証券取引所（「証券取引所」とは、金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場（以下「取引所」といいます。）のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場(上場予定を含みます。)されている銘柄およびこれに準ずるものとします。ただし、社債権者割当により取得する公社債については、この限りではありません。

なお、委託会社である当社といたしましては、当該邦貨建公社債のうち、当ファンドが実際の組入対象としている「証券取引所に上場(上場予定を含みます。)されている銘柄に準ずる非上場の邦貨建公社債の範囲」として、以下のすべての要件を充たした銘柄に限定した運用を行っております。

１．日々第三者からの時価情報が入手可能なこと

２．転売が禁止されていないこと

３．発行目論見書等による開示が行われていること

⑤　信用リスク集中回避のための投資制限　（「インデックスミリオン」約款第17条の１の２）（「ボンドミックスミリオン」約款第18条の１の２）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑥　デリバティブ取引等

「インデックスミリオン」（約款第17条の1の3）

委託会社は、デリバティブ取引等（この信託財産に属する投資信託証券に係る投資信託において取引されるデリバティブ取引等（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第３条第10号に規定するものをいう。）を含みます。以下同じ。））について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を原則として超えることとならないよう管理します。

「ボンドミックスミリオン」（約款第18条の2）

委託会社は、デリバティブ取引等（デリバティブ取引とは、金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第３条第10号に規定するものをいいます。）を含みます。以下「デリバティブ取引等」といいます（ただし、この信託において取引可能なものに限ります。以下同じ。）。）について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

⑦　有価証券先物取引等

「ボンドミックスミリオン」（約款第19条）

１．委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとし、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。

ａ．先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

ｂ．先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに(2)投資対象②１．から４．に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

ｃ．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、１．および２．で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

２．委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。

ａ．先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額がヘッジの対象とする金利商品(信託財産が１年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに(2)投資対象②１．から４．に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

ｂ．先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに(2)投資対象②１．から４．　に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

ｃ．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ１．および２．で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

⑧　資金の借入れ(「インデックスミリオン」約款第21条の２)(「ボンドミックスミリオン」約款第25条の２)

「インデックスミリオン」、「ボンドミックスミリオン」各ファンド共通

１．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴なう支払資金の手当て(一部解約に伴なう支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

２．一部解約に伴なう支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とし、かつ借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内とします。

３．収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

４．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ｂ．法令で定める投資制限

○　同一の法人の発行する株式の取得割合（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

＜ご参考＞　マザーファンドの投資方針

「ＭＨＡＭ株式インデックス２２５マザーファンド」

１．基本方針

この投資信託は、株式への投資により、信託財産の長期的な成長に重点を置き、積極的な運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。）に上場されている株式のうち総合的な市場動向を反映する日経平均株価（225種・東証）に採用された銘柄を主要投資対象とします。なお、選定銘柄は、原則として変更しませんが、一定時期に見直すことがあります。

(2) 投資態度

投資成果を総合的な株価の動きに連動させるため、次のポートフォリオ管理を行ないます。

①　上記投資銘柄の中から200ないし225銘柄に原則として等株数投資を行ないます。

②　株式の組入比率は、高位を保ちます。

③　市況動向やファンドの資金事情等により、上記のような運用が行なわれないことがあります。

④　有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券指数等先物取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行なうことができます。

(3) 投資制限

①　株式への投資には、制限を設けません。

②　外貨建資産への投資は行ないません。

③　有価証券先物取引等は約款第21条の規定の範囲で行ないます。

④　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３【投資リスク】

(1) 各ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

・「インデックスミリオン」および「ボンドミックスミリオン」は、値動きのある有価証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元本や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。

・運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。

・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

・投資信託は預貯金とは異なります。

・各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

「インデックスミリオン」および「ボンドミックスミリオン」において主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。なお、以下のリスクのうち、株式投資にかかるリスクは、マザーファンドを通じて各ファンドが行う有価証券等への投資により発生します。

① 株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

株価変動リスクとは、株式市場および投資先となっている企業の株価が下落するリスクをいいます。各ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、各ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、当該企業の株価が大きく下落することや無くなることがあり、各ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。なお、「インデックスミリオン」では、株式と株価指数先物取引等の合計の実質組入比率を高位に維持するため、株式市場の動向により基準価額は大きく変動します。

② 金利変動リスク

金利の上昇（公社債の価格の下落）は、基準価額の下落要因となります。

金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が下落するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、「ボンドミックスミリオン」が投資する公社債の価格に影響を及ぼし、「ボンドミックスミリオン」の基準価額を下落させる要因となります。また、金利変動により株式市場と公社債市場の間で資金シフトが起こる場合があり、その場合、金利変動の影響は株式市場にも及びます。

③ 信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品(コマーシャル・ペーパー等)の価格は下落します。また、当該発行体が企業の場合には、一

般にその企業の株価が下落する要因となります。各ファンドが投資する株式の発行企業や公社債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

④　資産配分リスク

資産配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数または全ての資産の価値が同時に下落した場合等は、基準価額の下落要因となります。

資産配分リスクとは、複数資産への投資(資産配分)を行った場合に、投資成果の悪い資産への配分が大きかったため、投資全体の成果も悪くなってしまうリスクをいいます。一般に、投資に際して資産配分を行う場合には、そのうちの１資産の価値変動が投資全体の成果に及ぼす影響度合いを小さくする効果が期待されますが、その場合にも、それぞれの資産の価値変動は、当該資産への資産配分の比率に応じて、投資全体の成果に影響を及ぼします。「ボンドミックスミリオン」では、わが国の株式・公社債に資産配分を行いますが、配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数の資産の価値が同時に下落した場合には、当ファンドの基準価額がより大きく下落する可能性があります。

⑤　流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

流動性リスクとは、有価証券を売却(または購入)しようとする際に、需要(または供給)がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却(または購入)することができなくなるリスクをいいます。一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。各ファンドが投資する株式・公社債等の流動性が損なわれた場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

＜その他＞

・「インデックスミリオン」および「ボンドミックスミリオン」における株式への投資は、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、各ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、各ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。

・各ファンドは、証券取引所における取引の停止等があるときには、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことがあります。

・資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

＜その他の留意点＞

「インデックスミリオン」および「ボンドミックスミリオン」における株式への投資は、日経平均株価（日経２２５）の動きと連動する投資成果を目指しておりますが、追加設定・一部解約による運用資金の変動、株価指数の構成銘柄の一部を組入れない場合の影響、銘柄ごとの組入比率が株価指数における構成比率と異なる場合の影響、株価指数先物取引を利用する場合の株価指数と株価指数先物の値動きの差による影響、株価指数先物取引の最低取引単位の存在、売買約定価格と取引所終値との差による影響、組入銘柄の配当による影響、売買執行に要する費用や信託報酬等が信託財産から支払われることの影響などにより、「インデックスミリオン」の基準価額の騰落率、もしくは「ボンドミックスミリオン」の株式ポートフォリオの騰落率と、同じ期間における日経平均株価（日経２２５）の騰落率との間に、乖離が生じる場合があります。

＜収益分配金に関する留意点＞

・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
・投資家（受益者）のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2) リスク管理体制

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。

・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。

・リスク管理に関する委員会等：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、リスク管理に関する委員会等は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

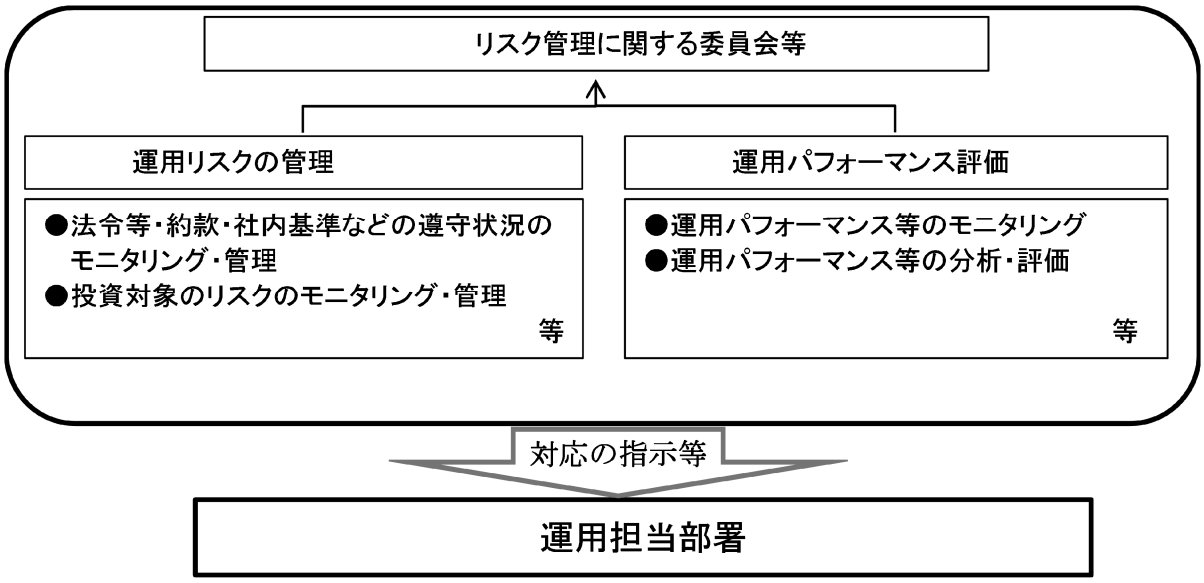

※リスク管理体制は2021年4月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

インデックスミリオン

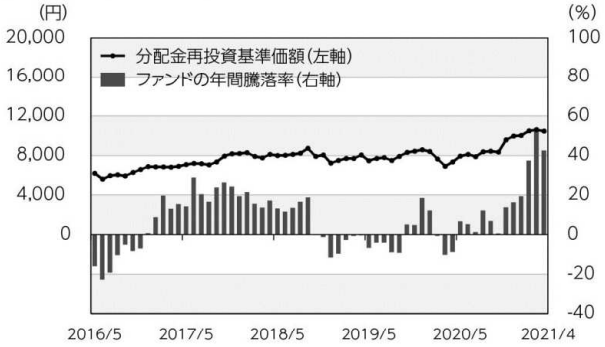

ボンドミックスミリオン

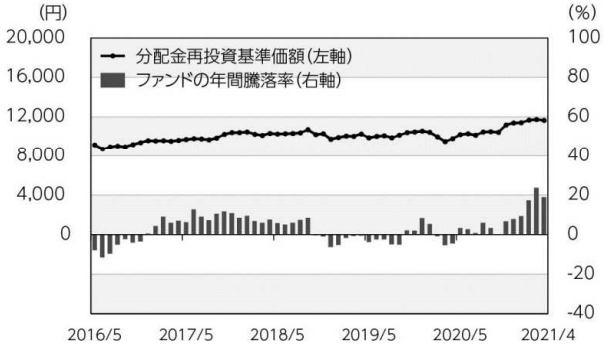

*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。なお、分配金再投資基準価額は、1999年1月4日の各ファンドの基準価額(インデックスミリオン 5,040円、ボンドミックスミリオン 8,012円)に合わせて指数化しています。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

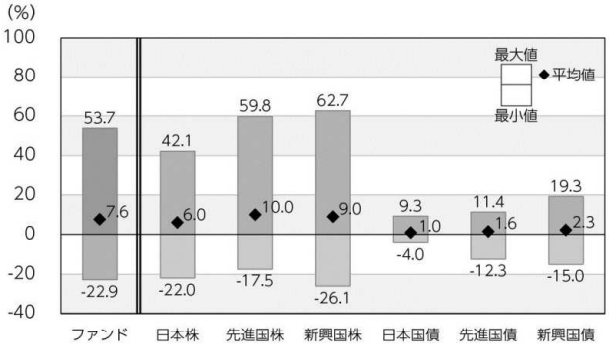

2016年5月～2021年4月

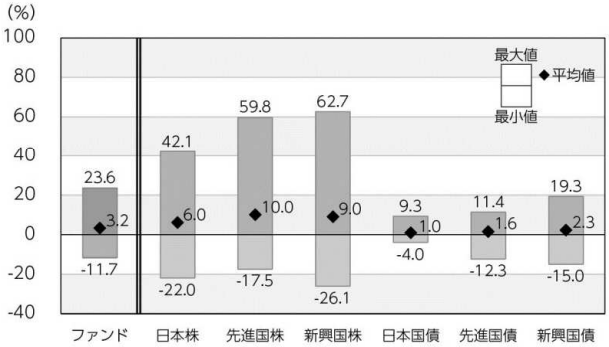

2016年5月～2021年4月

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所(㈱東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、㈱東京証券取引所が有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

ありません。

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

（３）【信託報酬等】

① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.55％(税抜 0.5％)の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分（税抜）は、次の通りとします。

委託会社	販売会社	受託会社
0.225％	0.225％	0.050％

② 信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税ならびに地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

※信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

＜信託報酬等を対価とする役務の内容＞

委託会社	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

（４）【その他の手数料等】

① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額ならびに受託会社の立替えた立替金の利息および資金借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、当該費用にかかる消費税等相当額とともに毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

② 各ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁するものとします。

③ 上記①、②の手数料等（借入金の利息および財務諸表の監査に要する費用を除きます。）については、各ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として各ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

（５）【課税上の取扱い】

◇ 各ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

○ 個人の受益者に対する課税

① 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315％（所得税15.315％（復興特別所得税を含みます。）および地方税5％）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用あり）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）※については、譲渡所得として、20.315％（所得税15.315％（復興特別所得税を含みます。）および地方税5％）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315％（所得税15.315％（復興特別所得税を含みます。）および地方税5％）の税率による源泉徴収が行われます。

※ 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損(譲渡損)については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※ 少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアＮＩＳＡ（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

ＮＩＳＡおよびジュニアＮＩＳＡは、上場株式や公募株式投資信託などにかかる非課税制度です。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、同非課税口座内で少額上場株式等にかかる譲渡損失が生じた場合には、課税上譲渡損失はないものとみなされ、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできませんので、ご留意ください。

各ファンドの非課税口座の取扱いは販売会社により異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※上記は、2021年4月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。
※課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

◇ 個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

＜個別元本について＞

① 受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

③ 収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞を参照。）

＜収益分配金の課税について＞

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※ 税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

インデックスミリオン

2021年4月30日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券		4,214,534,637	99.94
	内　日本	4,214,534,637	99.94
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		2,412,190	0.06
純資産総額		4,216,946,827	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

ボンドミックスミリオン

2021年4月30日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
地方債証券		252,351,808	32.37
	内　日本	252,351,808	32.37
特殊債券		96,034,250	12.32
	内　日本	96,034,250	12.32
社債券		10,049,100	1.29
	内　日本	10,049,100	1.29
親投資信託受益証券		386,091,064	49.52
	内　日本	386,091,064	49.52
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		35,114,176	4.50
純資産総額		779,640,398	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（参考）

ミリオン・インデックスマザーファンド

2021年4月30日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（%）
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	29,149,370	100.00
純資産総額	29,149,370	100.00

その他資産の投資状況

2021年4月30日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引（買建）		28,880,000	99.08
	内　日本	28,880,000	99.08

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

ＭＨＡＭ株式インデックス２２５マザーファンド

2021年4月30日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（%）

株式		153,618,787,200	97.44
	内　日本	153,618,787,200	97.44
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		4,037,508,761	2.56
純資産総額		157,656,295,961	100.00

その他資産の投資状況

2021年4月30日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引（買建）		3,927,680,000	2.49
	内　日本	3,927,680,000	2.49

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。
（注3）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

インデックスミリオン

2021年4月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	ＭＨＡＭ株式インデックス２２５マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	1,019,217,617	4.0263 4,103,760,517	4.1090 4,187,965,188	－ －	99.31
2	ミリオン・インデックスマザーファンド 日本	親投資信託受益証券	13,639,348	1.5543 21,200,617	1.9480 26,569,449	－ －	0.63

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2021年4月30日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.94
合計	99.94

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

ボンドミックスミリオン

2021年4月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	ＭＨＡＭ株式インデックス２２５マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	93,335,667	4.0262 375,789,401	4.1090 383,516,255	－ －	49.19

2	い７９４号　利付農林債 日本	特殊債券	40,000,000	99.99 39,998,400	99.99 39,999,200	0.01 2021/7/27	5.13
3	７３６回　東京都公募公債 日本	地方債証券	20,000,000	101.79 20,359,700	101.67 20,335,000	0.505 2024/9/20	2.61
4	２３年度５回　広島市公募公債 日本	地方債証券	20,000,000	101.31 20,262,400	100.82 20,165,000	1.01 2022/2/25	2.59
5	２３年度１０回　札幌市公募公債　１０年 日本	地方債証券	20,000,000	101.11 20,223,600	100.63 20,126,800	1 2021/12/20	2.58
6	３２３回　利附信金中金債（５年） 日本	特殊債券	20,000,000	100.01 20,002,800	100.00 20,000,800	0.03 2021/10/27	2.57
7	１６６回　政保日本高速道路保有・債務返済機構 日本	特殊債券	15,000,000	101.55 15,232,800	101.06 15,159,150	0.895 2022/6/30	1.94
8	２４年度９回　千葉県公募公債 日本	地方債証券	11,260,000	101.72 11,453,784	101.47 11,426,085	0.82 2023/2/24	1.47
9	２４年度７回　静岡県公募公債 日本	地方債証券	11,000,000	101.53 11,168,300	101.13 11,125,290	0.829 2022/9/20	1.43
10	４２回　道路債券 日本	特殊債券	10,000,000	109.55 10,955,700	108.51 10,851,400	2.22 2025/3/21	1.39
11	２回　横浜市公募公債 ２０年 日本	地方債証券	10,000,000	105.24 10,524,400	104.59 10,459,400	1.93 2023/9/20	1.34
12	２９回１号　宮城県公募公債　１０年 日本	地方債証券	10,180,000	101.98 10,382,174	101.66 10,349,700	0.68 2023/10/25	1.33
13	２４年度１回　静岡市公募公債 日本	地方債証券	10,100,000	101.65 10,266,751	101.26 10,227,866	0.82 2022/11/22	1.31
14	２７年度２回　京都市公募公債 日本	地方債証券	10,000,000	102.45 10,245,100	102.24 10,224,000	0.529 2025/8/25	1.31
15	７２９回　東京都公募公債 日本	地方債証券	10,000,000	102.28 10,228,400	101.96 10,196,100	0.69 2024/3/19	1.31
16	２５年度１１回　埼玉県公募公債 日本	地方債証券	10,000,000	102.17 10,217,700	101.87 10,187,200	0.655 2024/3/26	1.31
17	２４年度２回　京都市公募公債 日本	地方債証券	10,000,000	101.51 10,151,800	101.11 10,111,700	0.849 2022/8/29	1.30
18	７１８回　東京都公募公債 日本	地方債証券	10,000,000	101.28 10,128,600	101.11 10,111,400	0.6 2023/3/20	1.30
19	３６０回　大阪府公募公債 日本	地方債証券	10,000,000	101.37 10,137,700	100.95 10,095,200	0.9 2022/5/30	1.29
	７０６回　東京都公募公債			101.30	100.83	0.96	

20	日本	地方債証券	10,000,000	10,130,000	10,083,900	2022/3/18	1.29
21	４７７回　名古屋市公募公債　１０年 日本	地方債証券	10,000,000	101.15 10,115,700	100.65 10,065,600	1.034 2021/12/20	1.29
22	７回　東京電力パワーグリッド社債 日本	社債券	10,000,000	100.58 10,058,000	100.49 10,049,100	0.46 2022/10/24	1.29
23	１回　政保地方公共団体金融機構債券　８年 日本	特殊債券	10,000,000	100.42 10,042,900	100.23 10,023,700	0.576 2021/9/24	1.29
24	２３年度１回　福岡県公募公債 日本	地方債証券	10,000,000	100.76 10,076,900	100.19 10,019,000	1.18 2021/6/28	1.29
25	２９年度１０回　京都府公募公債 日本	地方債証券	10,000,000	100.02 10,002,000	100.03 10,003,200	0.03 2022/12/22	1.28
26	２８年度１回　福岡市公募公債　５年 日本	地方債証券	10,000,000	99.98 9,998,900	99.99 9,999,900	0.005 2021/6/24	1.28
27	２８年度４回　福岡市公募公債　５年 日本	地方債証券	10,000,000	99.98 9,998,200	99.99 9,999,600	0.001 2021/9/28	1.28
28	３０年度１０回　福岡市公募公債 日本	地方債証券	9,990,000	100.01 9,991,498	100.02 9,992,597	0.02 2023/12/26	1.28
29	２３年度１回　岡山県公募公債　１０年 日本	地方債証券	4,000,000	101.08 4,043,480	100.59 4,023,680	1.02 2021/11/30	0.52
30	ミリオン・インデックスマザーファンド 日本	親投資信託受益証券	1,321,771	1.5540 2,054,035	1.9480 2,574,809	－ －	0.33

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2021年4月30日現在

種類	投資比率（%）
地方債証券	32.37
特殊債券	12.32
社債券	1.29
親投資信託受益証券	49.52
合計	95.50

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

（参考）

ミリオン・インデックスマザーファンド

該当事項はありません。

投資有価証券の種類別投資比率
該当事項はありません。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

ＭＨＡＭ株式インデックス２２５マザーファンド

2021年4月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資比率 (%)
1	ファーストリテイリング 日本	株式 小売業	192,000	74,754.37 14,352,840,321	89,710.00 17,224,320,000	－ －	10.93
2	ソフトバンクグループ 日本	株式 情報・通信業	1,152,000	7,008.13 8,073,366,057	9,885.00 11,387,520,000	－ －	7.22
3	東京エレクトロン 日本	株式 電気機器	192,000	29,243.53 5,614,758,195	48,320.00 9,277,440,000	－ －	5.88
4	ファナック 日本	株式 電気機器	192,000	21,905.95 4,205,942,497	25,175.00 4,833,600,000	－ －	3.07
5	ダイキン工業 日本	株式 機械	192,000	19,628.27 3,768,628,869	21,930.00 4,210,560,000	－ －	2.67
6	アドバンテスト 日本	株式 電気機器	384,000	5,686.46 2,183,602,659	10,380.00 3,985,920,000	－ －	2.53
7	ＫＤＤＩ 日本	株式 情報・通信業	1,152,000	2,822.76 3,251,822,885	3,306.00 3,808,512,000	－ －	2.42
8	信越化学工業 日本	株式 化学	192,000	14,845.13 2,850,266,631	18,450.00 3,542,400,000	－ －	2.25
9	エムスリー 日本	株式 サービス業	460,800	6,825.78 3,145,320,919	7,577.00 3,491,481,600	－ －	2.21
10	テルモ 日本	株式 精密機器	768,000	3,893.21 2,989,985,487	4,132.00 3,173,376,000	－ －	2.01
11	ＴＤＫ 日本	株式 電気機器	192,000	12,683.28 2,435,191,045	14,850.00 2,851,200,000	－ －	1.81
12	リクルートホールディングス 日本	株式 サービス業	576,000	4,195.40 2,416,555,823	4,939.00 2,844,864,000	－ －	1.80
13	京セラ 日本	株式 電気機器	384,000	6,285.37 2,413,583,598	6,637.00 2,548,608,000	－ －	1.62
14	中外製薬 日本	株式 医薬品	576,000	4,221.94 2,431,839,646	4,101.00 2,362,176,000	－ －	1.50
15	ソニーグループ 日本	株式 電気機器	192,000	8,173.64 1,569,340,214	10,900.00 2,092,800,000	－ －	1.33
	セコム	株式		9,030.01	9,076.00	－	

16	日本	サービス業	192,000	1,733,763,719	1,742,592,000	－	1.11
17	日東電工 日本	株式 化学	192,000	7,509.59 1,441,841,737	9,060.00 1,739,520,000	－ －	1.10
18	オリンパス 日本	株式 精密機器	768,000	1,994.99 1,532,155,778	2,247.50 1,726,080,000	－ －	1.09
19	エヌ・ティ・ティ・データ 日本	株式 情報・通信業	960,000	1,294.15 1,242,392,967	1,698.00 1,630,080,000	－ －	1.03
20	第一三共 日本	株式 医薬品	576,000	2,716.14 1,564,499,533	2,787.00 1,605,312,000	－ －	1.02
21	オムロン 日本	株式 電気機器	192,000	7,974.19 1,531,044,583	8,290.00 1,591,680,000	－ －	1.01
22	アステラス製薬 日本	株式 医薬品	960,000	1,485.05 1,425,654,446	1,640.50 1,574,880,000	－ －	1.00
23	トヨタ自動車 日本	株式 輸送用機器	192,000	7,032.41 1,350,223,668	8,127.00 1,560,384,000	－ －	0.99
24	バンダイナムコホールディングス 日本	株式 その他製品	192,000	7,959.14 1,528,155,413	8,026.00 1,540,992,000	－ －	0.98
25	資生堂 日本	株式 化学	192,000	6,683.99 1,283,327,790	7,928.00 1,522,176,000	－ －	0.97
26	ネクソン 日本	株式 情報・通信業	384,000	2,963.15 1,137,852,325	3,625.00 1,392,000,000	－ －	0.88
27	エーザイ 日本	株式 医薬品	192,000	8,403.90 1,613,550,133	7,129.00 1,368,768,000	－ －	0.87
28	富士フイルムホールディングス 日本	株式 化学	192,000	5,477.09 1,051,601,770	7,087.00 1,360,704,000	－ －	0.86
29	デンソー 日本	株式 輸送用機器	192,000	5,026.96 965,177,332	7,059.00 1,355,328,000	－ －	0.86
30	花王 日本	株式 化学	192,000	7,547.60 1,449,140,944	7,007.00 1,345,344,000	－ －	0.85

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2021年4月30日現在

種類	投資比率（%）
株式	97.44
合計	97.44

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

2021年4月30日現在

業種	国内／外国	投資比率（%）

電気機器	国内	22.15
情報・通信業		13.37
小売業		12.34
化学		7.59
医薬品		6.67
サービス業		6.12
機械		4.69
輸送用機器		4.03
精密機器		3.28
食料品		3.21
その他製品		1.95
卸売業		1.92
建設業		1.68
陸運業		1.55
不動産業		1.12
ガラス・土石製品		1.11
非鉄金属		0.82
ゴム製品		0.66
保険業		0.61
銀行業		0.51
その他金融業		0.46
証券、商品先物取引業		0.25
倉庫・運輸関連業		0.20
金属製品		0.19
石油・石炭製品		0.18
繊維製品		0.15
海運業		0.14
電気・ガス業		0.14
パルプ・紙		0.10
水産・農林業		0.09
鉄鋼		0.08
鉱業		0.04
空運業		0.03
合計		97.44

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

インデックスミリオン
該当事項はありません。

ボンドミックスミリオン
該当事項はありません。

（参考）
ミリオン・インデックスマザーファンド
該当事項はありません。

ＭＨＡＭ株式インデックス２２５マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

インデックスミリオン
該当事項はありません。

ボンドミックスミリオン
該当事項はありません。

（参考）
ミリオン・インデックスマザーファンド

2021年4月30日現在

種類	取引所	資産の名称	買建／売建	数量	簿価金額（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	大阪取引所	ＮＫ２２５ 先物　０３０６月	買建	1	28,663,330	28,880,000	99.08

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
（注2）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

ＭＨＡＭ株式インデックス２２５マザーファンド

2021年4月30日現在

種類	取引所	資産の名称	買建／売建	数量	簿価金額（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	大阪取引所	ＮＫ２２５ 先物　０３０６月	買建	136	3,995,852,880	3,927,680,000	2.49

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
（注2）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

インデックスミリオン
直近日（2021年4月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（分配落）（百万円）	純資産総額（分配付）（百万円）	１口当たりの純資産額（分配落）（円）	１口当たりの純資産額（分配付）（円）
第24計算期間末（2011年10月31日）	2,810	2,810	0.3070	0.3070
第25計算期間末（2012年10月29日）	2,827	2,827	0.3069	0.3069
第26計算期間末（2013年10月29日）	4,086	4,111	0.4881	0.4911
第27計算期間末（2014年10月29日）	3,894	3,920	0.5263	0.5298
第28計算期間末（2015年10月29日）	3,948	3,982	0.6344	0.6399

第29計算期間末 (2016年10月31日)	3,611	3,611	0.5857	0.5857
第30計算期間末 (2017年10月30日)	4,068	4,101	0.7345	0.7405
第31計算期間末 (2018年10月29日)	3,618	3,646	0.7017	0.7072
第32計算期間末 (2019年10月29日)	3,858	3,858	0.7660	0.7660
第33計算期間末 (2020年10月29日)	3,667	3,691	0.7746	0.7796
2020年4月末日	3,312	－	0.6755	－
5月末日	3,580	－	0.7307	－
6月末日	3,632	－	0.7447	－
7月末日	3,524	－	0.7245	－
8月末日	3,719	－	0.7707	－
9月末日	3,721	－	0.7757	－
10月末日	3,631	－	0.7631	－
11月末日	4,091	－	0.8760	－
12月末日	4,183	－	0.9095	－
2021年1月末日	4,123	－	0.9152	－
2月末日	4,276	－	0.9592	－
3月末日	4,289	－	0.9690	－
4月末日	4,216	－	0.9558	－

ボンドミックスミリオン

直近日（2021年4月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	１口当たりの 純資産額 (分配落)（円）	１口当たりの 純資産額 (分配付)（円）
第24計算期間末 (2011年10月31日)	799	799	0.6256	0.6256
第25計算期間末 (2012年10月29日)	782	782	0.6246	0.6246
第26計算期間末 (2013年10月29日)	864	869	0.7864	0.7914
第27計算期間末 (2014年10月29日)	791	795	0.8147	0.8182
第28計算期間末 (2015年10月29日)	787	791	0.8940	0.8985
第29計算期間末 (2016年10月31日)	746	746	0.8605	0.8605
第30計算期間末 (2017年10月30日)	767	772	0.9554	0.9614
第31計算期間末 (2018年10月29日)	722	724	0.9305	0.9335
第32計算期間末 (2019年10月29日)	746	746	0.9679	0.9679

第33計算期間末 (2020年10月29日)	721	724	0.9730	0.9765
2020年4月末日	691	－	0.9109	－
5月末日	720	－	0.9477	－
6月末日	722	－	0.9566	－
7月末日	713	－	0.9430	－
8月末日	731	－	0.9720	－
9月末日	733	－	0.9745	－
10月末日	718	－	0.9657	－
11月末日	762	－	1.0349	－
12月末日	776	－	1.0542	－
2021年1月末日	771	－	1.0571	－
2月末日	779	－	1.0822	－
3月末日	783	－	1.0869	－
4月末日	779	－	1.0787	－

②【分配の推移】

インデックスミリオン

	1口当たりの分配金（円）
第24計算期間	0.0000
第25計算期間	0.0000
第26計算期間	0.0030
第27計算期間	0.0035
第28計算期間	0.0055
第29計算期間	0.0000
第30計算期間	0.0060
第31計算期間	0.0055
第32計算期間	0.0000
第33計算期間	0.0050
2020年10月30日～2021年4月29日	－

ボンドミックスミリオン

	1口当たりの分配金（円）
第24計算期間	0.0000
第25計算期間	0.0000
第26計算期間	0.0050
第27計算期間	0.0035
第28計算期間	0.0045
第29計算期間	0.0000
第30計算期間	0.0060
第31計算期間	0.0030
第32計算期間	0.0000
第33計算期間	0.0035
2020年10月30日～2021年4月29日	－

③【収益率の推移】

インデックスミリオン

	収益率（%）
第24計算期間	△2.01
第25計算期間	△0.03
第26計算期間	60.02
第27計算期間	8.54
第28計算期間	21.58
第29計算期間	△7.68
第30計算期間	26.43
第31計算期間	△3.72
第32計算期間	9.2
第33計算期間	1.8
2020年10月30日～2021年4月29日	24.4

（注1）収益率は期間騰落率です。

（注2）計算期間末が2019年8月29日以前の収益率については、小数点第2位で表示しています。

ボンドミックスミリオン

	収益率（%）
第24計算期間	△0.98
第25計算期間	△0.16
第26計算期間	26.71
第27計算期間	4.04
第28計算期間	10.29
第29計算期間	△3.75
第30計算期間	11.73
第31計算期間	△2.29
第32計算期間	4.0
第33計算期間	0.9
2020年10月30日～2021年4月29日	11.3

（注1）収益率は期間騰落率です。

（注2）計算期間末が2019年8月29日以前の収益率については、小数点第2位で表示しています。

（４）【設定及び解約の実績】

インデックスミリオン

	設定口数	解約口数
第24計算期間	621,065,614	670,840,033
第25計算期間	687,897,110	626,426,008
第26計算期間	937,852,718	1,778,421,069
第27計算期間	627,876,038	1,601,213,299
第28計算期間	357,385,033	1,533,422,778
第29計算期間	242,704,614	300,150,817
第30計算期間	156,372,836	783,743,741
第31計算期間	178,069,562	559,593,221
第32計算期間	150,029,958	270,293,505
第33計算期間	114,157,641	416,593,508
2020年10月30日～2021年4月29日	80,309,892	402,786,607

（注）本邦外における設定及び解約はありません。

ボンドミックスミリオン

	設定口数	解約口数
第24計算期間	83,331,109	78,903,709
第25計算期間	72,777,169	96,975,709
第26計算期間	52,689,683	207,220,509
第27計算期間	48,403,011	175,025,001
第28計算期間	38,643,612	130,333,639
第29計算期間	38,986,266	52,346,202
第30計算期間	31,066,117	94,918,867
第31計算期間	31,283,213	58,519,018
第32計算期間	28,573,217	32,827,080
第33計算期間	24,524,441	54,573,777
2020年10月30日～ 2021年4月29日	20,614,971	39,505,514

（注）本邦外における設定及び解約はありません。

≪参考情報≫

データの基準日:2021年4月30日

インデックスミリオン

基準価額・純資産の推移 《2011年4月28日～2021年4月30日》

※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:1987年10月30日)

分配の推移(税引前)

2016年10月	0円
2017年10月	60円
2018年10月	55円
2019年10月	0円
2020年10月	50円
設定来累計	560円

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄　※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	MHAM株式インデックス225マザーファンド	99.31
2	ミリオン・インデックスマザーファンド	0.63

※マザーファンドの入替えのため、「MHAM株式インデックス225マザーファンド」を2021年2月2日に投資対象に追加し、「ミリオン・インデックスマザーファンド」を2021年6月18日に投資対象から削除する約款変更を行いました。上記は2021年4月30日基準日の主要な資産の状況です。

年間収益率の推移(暦年ベース)

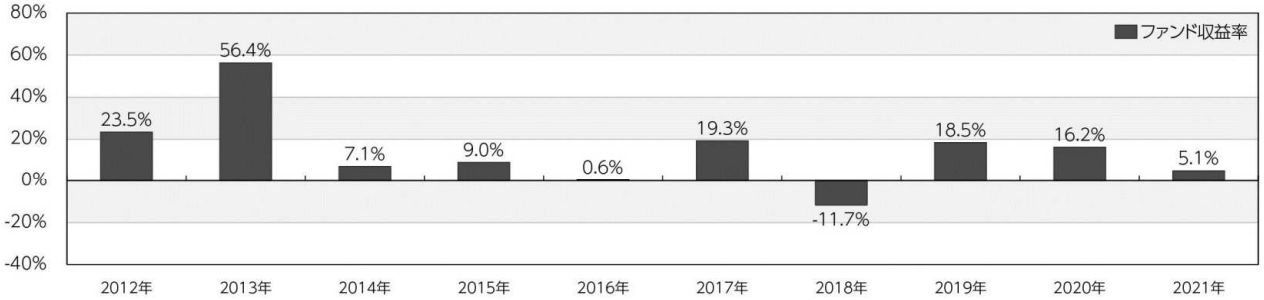

※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※2021年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

データの基準日:2021年4月30日

ボンドミックスミリオン

基準価額・純資産の推移 《2011年4月28日～2021年4月30日》

※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:1987年10月30日)

分配の推移(税引前)

2016年10月	0円
2017年10月	60円
2018年10月	30円
2019年10月	0円
2020年10月	35円
設定来累計	675円

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

資産の種類		比率(%)
地方債証券		32.37
	内　日本	32.37
特殊債券		12.32
	内　日本	12.32
社債券		1.29
	内　日本	1.29
親投資信託受益証券		49.52
	内　日本	49.52
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		4.50
合計(純資産総額)		100.00

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	利率(%)	償還日	比率(%)
1	MHAM株式インデックス225マザーファンド	親投資信託受益証券	－	－	49.19
2	い794号　利付農林債	特殊債券	0.01	2021/7/27	5.13
3	736回　東京都公募公債	地方債証券	0.505	2024/9/20	2.61
4	23年度5回　広島市公募公債	地方債証券	1.01	2022/2/25	2.59
5	23年度10回　札幌市公募公債　10年	地方債証券	1	2021/12/20	2.58
6	323回　利附信金中金債(5年)	特殊債券	0.03	2021/10/27	2.57
7	166回　政保日本高速道路保有・債務返済機構	特殊債券	0.895	2022/6/30	1.94
8	24年度9回　千葉県公募公債	地方債証券	0.82	2023/2/24	1.47
9	24年度7回　静岡県公募公債	地方債証券	0.829	2022/9/20	1.43
10	42回　道路債券	特殊債券	2.22	2025/3/21	1.39

※マザーファンドの入替えのため、「MHAM株式インデックス225マザーファンド」を2021年2月2日に投資対象に追加し、「ミリオン・インデックスマザーファンド」を2021年6月18日に投資対象から削除する約款変更を行いました。上記は2021年4月30日基準日の主要な資産の状況です。

年間収益率の推移(暦年ベース)

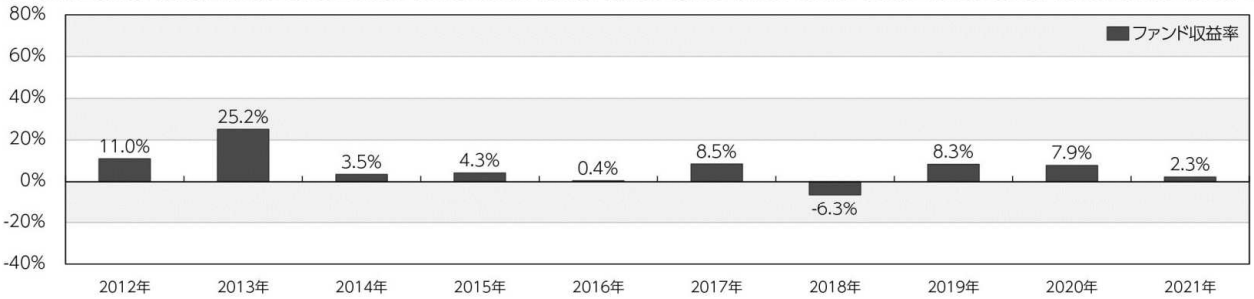

※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※2021年については年初から基準日までの収益率を表示しています。
※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

データの基準日:2021年4月30日

主要な資産の状況

■MHAM株式インデックス225マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

資産の種類		比率(%)
株式		97.44
	内　日本	97.44
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		2.56
合計(純資産総額)		100.00

その他資産の投資状況

資産の種類	比率(%)
株価指数先物取引(買建)	2.49

株式組入上位5業種

順位	業種	比率(%)
1	電気機器	22.15
2	情報・通信業	13.37
3	小売業	12.34
4	化学	7.59
5	医薬品	6.67

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	ファーストリテイリング	株式	日本	小売業	10.93
2	ソフトバンクグループ	株式	日本	情報・通信業	7.22
3	東京エレクトロン	株式	日本	電気機器	5.88
4	ファナック	株式	日本	電気機器	3.07
5	ダイキン工業	株式	日本	機械	2.67
6	アドバンテスト	株式	日本	電気機器	2.53
7	KDDI	株式	日本	情報・通信業	2.42
8	信越化学工業	株式	日本	化学	2.25
9	エムスリー	株式	日本	サービス業	2.21
10	テルモ	株式	日本	精密機器	2.01

■ミリオン・インデックスマザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

資産の状況

資産の種類	比率(%)
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	100.00
合計(純資産総額)	100.00

その他資産の投資状況

資産の種類	比率(%)
株価指数先物取引(買建)	99.08

組入銘柄

該当事項はありません。

※マザーファンドの入替えのため、「MHAM株式インデックス225マザーファンド」を2021年2月2日に投資対象に追加し、「ミリオン・インデックスマザーファンド」を2021年6月18日に投資対象から削除する約款変更を行いました。上記は2021年4月30日基準日の主要な資産の状況です。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

① 各ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後３時までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。

② 各ファンドは、収益分配がなされた場合、原則として税金を差し引いた後、分配金を自動的に無手数料で再投資する「累積投資専用ファンド」です。このためお申込みの際、取得申込者は販売会社との間で「ミリオン（従業員積立投資プラン）累積投資約款」にしたがって、分配金累積投資に関する契約を締結します。

なお、ミリオン（従業員積立投資プラン）の取得のお申込みは、原則として給与天引き方式です。

※販売会社によっては、上記各契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

③ 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。

④ 申込単位は販売会社により異なります。申込単位については、販売会社にお問い合わせください。

⑤ 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑥ 分配金累積投資に関する契約に基づき、収益分配金の再投資する際は、１口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

⑦ 証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付けを中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付けを取消すことができます。

２【換金（解約）手続等】

(1) 一部解約

① 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に１口単位をもって解約を請求することができます。

② 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。

③ 解約請求の受付けについては、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後３時までに解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。

④　解約の価額は、解約請求受付日の基準価額とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号※
アセットマネジメントOne株式会社	0120-104-694

※　電話によるお問い合わせは、営業日の午前９時～午後５時までとさせていただきます。（以下同じ。）

⑤　解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、４営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

⑥　信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

⑦　委託会社は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該基準価額の計算日の基準価額とします。

(2) 受益権の買取り

①　販売会社は、受益者から受益権の買取りの請求があるときは、１口単位をもってその受益権を買取ります。なお、受益者が受益権の買取りを請求するときは、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。

②　受益権の買取価額は、買取約定日の基準価額※とします。

※　一定の要件を満たしている買取請求による換金の場合に限るものとします。なお、一定の要件を満たしていない場合には、買取約定日の基準価額から当該買取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する額を差し引いた金額となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

③　販売会社は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて受益権の買取りを中止すること、およびすでに受付けた受益権の買取りを取り消すことができます。この場合、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、当該買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受付けたものとして、上記②の規定に準じて計算された価額とします。

（注）税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

①　基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜主な投資対象の時価評価方法の原則＞

投資対象	評価方法
マザーファンド受益証券	計算日の基準価額
株式	計算日における取引所の最終相場
公社債等	計算日における以下のいずれかの価額 ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） ・金融商品取引業者、銀行などの提示する価額（売り気配相場を除きます。） ・価格情報会社の提供する価額

② 各ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日(土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、１月２日および１月３日以外の日とします。)に計算されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は１万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	http://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

1987年10月30日から無期限とします。

（４）【計算期間】

原則として毎年10月30日から翌年10月29日までとします。

上記の規定にかかわらず、計算期間終了日に該当する日(以下「当該日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

① 信託契約の解約

以下の場合には信託契約を解約し信託を終了することがあります。

１．委託会社は、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、該当するファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

ａ．この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社はかかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ｂ．前記ａ.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。

ｃ．前記ｂ.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記１.の信託契約の解約をしません。

ｄ．委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ｅ．前記ｂ.からｄ.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記ｂ.の一定の期間が一ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

ｆ．前記１.に定める信託契約の解約を行う場合において、前記ｂ.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。

２．委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

３．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、「② 信託約款の変更4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

４．受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は該当するファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

１．委託会社は、信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、該当するファンドの信託約款を変更できるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

２．委託会社は、前記１．の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、該当するファンドの信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

３．前記２．の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。

４．前記３．の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記１．の信託約款の変更をしません。

５．委託会社は、信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

６．前記２．に定める変更を行う場合において、前記３．の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。

７．委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

③　委託会社の事業の譲渡および承継に伴なう取扱い

１．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

２．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

④　関係法人との契約の更改および受託会社の辞任または解任に伴なう取扱い

１．委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則1年間とし、期間終了の３ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。

２．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「② 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑤　信託事務処理の再信託

受託会社は、各ファンドにかかる信託事務処理の一部について、株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑥　公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

http://www.am-one.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑦　運用報告書

委託会社は、決算時および信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

・交付運用報告書は、販売会社を通じて交付いたします。

・運用報告書（全体版）は、次のアドレスに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、交付いたします。

http://www.am-one.co.jp/

４【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、販売会社に交付され、販売会社により自動的に再投資されます。

販売会社は、「ミリオン（従業員積立投資プラン）累積投資約款」に基づき、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(3) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

インデックスミリオン
ボンドミックスミリオン

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第33期計算期間（令和1年10月30日から令和2年10月29日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和２年１２月４日

アセットマネジメントOne株式会社

取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人

東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　　丘　本　　正　彦　　印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインデックスミリオンの令和１年１０月３０日から令和２年１０月２９日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インデックスミリオンの令和２年１０月２９日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注１）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

１【財務諸表】

【インデックスミリオン】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第32期 令和1年10月29日現在	第33期 令和2年10月29日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	31,627,603	31,475,167
親投資信託受益証券	3,856,610,370	3,665,652,814
未収入金	2,233,000	27,641,000
流動資産合計	3,890,470,973	3,724,768,981
資産合計	3,890,470,973	3,724,768,981
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	－	23,672,566
未払解約金	1,829,265	2,529,369
未払受託者報酬	1,569,833	1,598,968
未払委託者報酬	28,846,013	29,382,002
その他未払費用	29,759	28,625
流動負債合計	32,274,870	57,211,530
負債合計	32,274,870	57,211,530
純資産の部		
元本等		
元本	5,036,949,214	4,734,513,347
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,178,753,111	△1,066,955,896
（分配準備積立金）	1,311,875,395	1,249,493,383
元本等合計	3,858,196,103	3,667,557,451
純資産合計	3,858,196,103	3,667,557,451
負債純資産合計	3,890,470,973	3,724,768,981

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第32期 自　平成30年10月30日 至　令和1年10月29日	第33期 自　令和1年10月30日 至　令和2年10月29日
営業収益		
受取利息	27	－
有価証券売買等損益	387,040,899	126,582,444
営業収益合計	387,040,926	126,582,444
営業費用		
支払利息	12,611	7,491
受託者報酬	3,134,744	3,200,370
委託者報酬	57,601,145	58,808,586
その他費用	59,424	58,020
営業費用合計	60,807,924	62,074,467
営業利益又は営業損失（△）	326,233,002	64,507,977
経常利益又は経常損失（△）	326,233,002	64,507,977
当期純利益又は当期純損失（△）	326,233,002	64,507,977
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	3,128,671	△3,911,343
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,538,599,170	△1,178,753,111
剰余金増加額又は欠損金減少額	80,622,553	97,673,410
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	80,622,553	97,673,410
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	43,880,825	30,622,949
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	43,880,825	30,622,949
分配金	－	23,672,566
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,178,753,111	△1,066,955,896

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第33期 自　令和1年10月30日 至　令和2年10月29日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第32期 令和1年10月29日現在	第33期 令和2年10月29日現在
１．　期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	5,157,212,761円 150,029,958円 270,293,505円	5,036,949,214円 114,157,641円 416,593,508円
２．　受益権の総数	5,036,949,214口	4,734,513,347口
３．　元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,178,753,111円であります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,066,955,896円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第32期 自　平成30年10月30日 至　令和1年10月29日	第33期 自　令和1年10月30日 至　令和2年10月29日
１．　分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（58,455,801円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（128,999,401円）、信託約款に規定される収益調整金（992,736,947円）及び分配準備積立金（1,124,420,193円）より分配対象収益は2,304,612,342円（1万口当たり4,575.41円）でありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（31,883,365円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（36,535,955円）、信託約款に規定される収益調整金（961,658,759円）及び分配準備積立金（1,204,746,629円）より分配対象収益は2,234,824,708円（1万口当たり4,720.28円）であり、うち23,672,566円（1万口当たり50円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	第32期 自　平成30年10月30日 至　令和1年10月29日	第33期 自　令和1年10月30日 至　令和2年10月29日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左

2．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3．　金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

2．金融商品の時価等に関する事項

項目	第32期 令和1年10月29日現在	第33期 令和2年10月29日現在
1．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2．　時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によ	同左

	った場合、当該価額が異なることもあります。	

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種類	第32期 令和1年10月29日現在	第33期 令和2年10月29日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	395,536,173	127,371,784
合計	395,536,173	127,371,784

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第32期 令和1年10月29日現在	第33期 令和2年10月29日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.7660円 （7,660円）	0.7746円 （7,746円）

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表
（１）株式
該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

令和2年10月29日現在

種類	銘柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
親投資信託受益証券	ミリオン・インデックスマザーファンド	2,358,849,945	3,665,652,814	
親投資信託受益証券　合計		2,358,849,945	3,665,652,814	
合計			3,665,652,814	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和２年１２月４日

アセットマネジメントOne株式会社

取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人

東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　　丘　本　　正　彦　　印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているボンドミックスミリオンの令和１年１０月３０日から令和２年１０月２９日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ボンドミックスミリオンの令和２年１０月２９日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注１）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

【ボンドミックスミリオン】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第32期 令和1年10月29日現在	第33期 令和2年10月29日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	26,487,012	20,764,885
国債証券	2,003,840	―
地方債証券	228,370,571	241,923,993
特殊債券	86,368,570	87,192,810
社債券	39,515,940	20,143,400
親投資信託受益証券	379,940,390	361,005,572
未収利息	501,214	567,216
前払費用	63,013	―
流動資産合計	763,250,550	731,597,876
資産合計	763,250,550	731,597,876
負債の部		
流動負債		
未払金	10,226,700	―
未払収益分配金	―	2,595,666
未払解約金	19,314	1,236,683
未払受託者報酬	313,372	318,150
未払委託者報酬	5,758,362	5,846,820
その他未払費用	5,882	5,622
流動負債合計	16,323,630	10,002,941
負債合計	16,323,630	10,002,941
純資産の部		
元本等		
元本	771,668,331	741,618,995
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△24,741,411	△20,024,060
（分配準備積立金）	136,279,541	130,963,057
元本等合計	746,926,920	721,594,935
純資産合計	746,926,920	721,594,935
負債純資産合計	763,250,550	731,597,876

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第32期 自　平成30年10月30日 至　令和1年10月29日	第33期 自　令和1年10月30日 至　令和2年10月29日
営業収益		
受取利息	2,210,345	2,233,559
有価証券売買等損益	38,792,942	16,915,438
営業収益合計	41,003,287	19,148,997
営業費用		
支払利息	11,422	7,733
受託者報酬	625,992	635,213
委託者報酬	11,502,843	11,673,815
その他費用	11,762	11,384
営業費用合計	12,152,019	12,328,145
営業利益又は営業損失（△）	28,851,268	6,820,852
経常利益又は経常損失（△）	28,851,268	6,820,852
当期純利益又は当期純損失（△）	28,851,268	6,820,852
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	115,563	65,427
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△53,894,573	△24,741,411
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,278,593	1,766,192
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,278,593	1,766,192
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,861,136	1,208,600
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,861,136	1,208,600
分配金	－	2,595,666
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△24,741,411	△20,024,060

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第33期 自　令和1年10月30日 至　令和2年10月29日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第32期 令和1年10月29日現在	第33期 令和2年10月29日現在
１．　期首元本額	775,922,194円	771,668,331円
期中追加設定元本額	28,573,217円	24,524,441円
期中一部解約元本額	32,827,080円	54,573,777円
２．　受益権の総数	771,668,331口	741,618,995口
３．　元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は24,741,411円であります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は20,024,060円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第32期 自　平成30年10月30日 至　令和1年10月29日	第33期 自　令和1年10月30日 至　令和2年10月29日
１．　分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（6,503,784円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（5,734,652円）、信託約款に規定される収益調整金（191,881,009円）及び分配準備積立金（124,041,105円）より分配対象収益は328,160,550円（1万口当たり4,252.61円）でありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,029,680円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（3,725,745円）、信託約款に規定される収益調整金（188,596,813円）及び分配準備積立金（126,803,298円）より分配対象収益は322,155,536円（1万口当たり4,343.94円）であり、うち2,595,666円（1万口当たり35円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	第32期 自　平成30年10月30日 至　令和1年10月29日	第33期 自　令和1年10月30日 至　令和2年10月29日

1．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3．　金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

2．金融商品の時価等に関する事項

項目	第32期 令和1年10月29日現在	第33期 令和2年10月29日現在
1．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2．　時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種類	第32期 令和1年10月29日現在	第33期 令和2年10月29日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
国債証券	△3,860	－
地方債証券	△1,138,530	△1,436,774
特殊債券	△142,860	△219,360
社債券	△387,950	△180,600
親投資信託受益証券	39,234,349	22,703,050
合計	37,561,149	20,866,316

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第32期 令和1年10月29日現在	第33期 令和2年10月29日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.9679円 (9,679円)	0.9730円 (9,730円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表
（１）株式
該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

令和2年10月29日現在

種類	銘柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
地方債証券	７０６回　東京都公募公債	10,000,000	10,130,000	
	７２９回　東京都公募公債	10,000,000	10,228,400	
	７３６回　東京都公募公債	10,000,000	10,190,600	
	２９回１号　宮城県公募公債 １０年	10,180,000	10,382,174	

	３６０回　大阪府公募公債	10,000,000	10,137,700	
	２９年度１０回　京都府公募公債	10,000,000	10,002,000	
	２２年度１１回　静岡県公募公債	2,000,000	2,001,460	
	２４年度７回　静岡県公募公債	11,000,000	11,168,300	
	２３年度５回　広島県公募公債	1,000,000	1,012,080	
	２４年度２回　埼玉県公募公債	1,000,000	1,013,790	
	２５年度１１回　埼玉県公募公債	10,000,000	10,217,700	
	２２年度１０回　福岡県公募公債	4,000,000	4,017,480	
	２３年度１回　福岡県公募公債	10,000,000	10,076,900	
	２２年度９回　千葉県公募公債	10,000,000	10,018,800	
	２４年度１回　静岡市公募公債	10,100,000	10,266,751	
	４７７回　名古屋市公募公債　１０年	10,000,000	10,115,700	
	２４年度２回　京都市公募公債	10,000,000	10,151,800	
	２７年度２回　京都市公募公債	10,000,000	10,245,100	
	２３年度１０回　札幌市公募公債　１０年	20,000,000	20,223,600	
	２７年度７回　福岡市公募公債　５年	10,000,000	10,001,300	
	２８年度１回　福岡市公募公債　５年	10,000,000	9,998,900	
	２８年度４回　福岡市公募公債　５年	10,000,000	9,998,200	
	３０年度１０回　福岡市公募公債	9,990,000	9,991,498	
	２２年度５回　広島市公募公債	3,000,000	3,012,420	
	２３年度４回　広島市公募公債	1,000,000	1,011,980	
	２３年度５回　広島市公募公債	20,000,000	20,262,400	
	２２年度１回　相模原市公募公債	2,000,000	2,003,480	
	２３年度１回　岡山県公募公債　１０年	4,000,000	4,043,480	
地方債証券　合計		239,270,000	241,923,993	

特殊債券	１２６回　政保日本高速道路保有・債務返済機構	1,000,000	1,003,110	
	１６６回　政保日本高速道路保有・債務返済機構	15,000,000	15,232,800	
	４２回　道路債券	10,000,000	10,955,700	
	い７９４号　利付農林債	40,000,000	39,998,400	
	３２３回　利附信金中金債（５年）	20,000,000	20,002,800	
特殊債券　合計		86,000,000	87,192,810	
社債券	３３７回　東京交通債	10,000,000	10,085,400	
	７回　東京電力パワーグリッド社債	10,000,000	10,058,000	
社債券　合計		20,000,000	20,143,400	
親投資信託受益証券	ミリオン・インデックスマザーファンド	232,307,318	361,005,572	
親投資信託受益証券　合計		232,307,318	361,005,572	
合計			710,265,775	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

「インデックスミリオン」、「ボンドミックスミリオン」は、「ミリオン・インデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

ミリオン・インデックスマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	令和2年10月29日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	120,339,897
株式	3,882,108,420
派生商品評価勘定	1,748,350
未収入金	54,790,080
未収配当金	26,035,440
差入委託証拠金	7,380,000
流動資産合計	4,092,402,187
資産合計	4,092,402,187
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	230,330
前受金	2,120,000
未払金	35,255,640
未払解約金	27,641,000
流動負債合計	65,246,970
負債合計	65,246,970
純資産の部	
元本等	
元本	2,591,157,263
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	1,435,997,954
元本等合計	4,027,155,217
純資産合計	4,027,155,217
負債純資産合計	4,092,402,187

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自　令和1年10月30日 至　令和2年10月29日
1．　有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2．　デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3．　収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	令和2年10月29日現在
1．　本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	2,822,485,517円
同期中追加設定元本額	76,772,667円
同期中一部解約元本額	308,100,921円
元本の内訳	
ファンド名	
インデックスミリオン	2,358,849,945円
ボンドミックスミリオン	232,307,318円
計	2,591,157,263円
2．　受益権の総数	2,591,157,263口

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

項目	自　令和1年10月30日 至　令和2年10月29日
1．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の

	価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、株価の変動によるリスクを有しております。
３．　金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	令和2年10月29日現在
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	(１)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (２)デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。 (３)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	令和2年10月29日現在 当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
株式	75,923,280
合計	75,923,280

（デリバティブ取引等に関する注記）

株式関連

種類	令和2年10月29日現在			
	契約額等（円）	うち １年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引 先物取引 買建	138,400,000	－	139,920,000	1,520,000

合計	138,400,000	－	139,920,000	1,520,000

（注）時価の算定方法

株価指数先物取引

１．　原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

２．　先物取引の残高表示は、契約額によっております。

３．　契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	令和2年10月29日現在
1口当たり純資産額 （1000口当たり純資産額）	1.554円 (1,554円)

附属明細表

第１　有価証券明細表

（１）株式

令和2年10月29日現在

銘柄	株式数	評価額（円）		備考
		単価	金額	
日本水産	6,000	413.00	2,478,000	
マルハニチロ	600	2,206.00	1,323,600	
国際石油開発帝石	2,400	504.60	1,211,040	
コムシスホールディングス	6,000	2,664.00	15,984,000	
大成建設	1,200	3,265.00	3,918,000	
大林組	6,000	873.00	5,238,000	
清水建設	6,000	727.00	4,362,000	
長谷工コーポレーション	1,200	1,281.00	1,537,200	
鹿島建設	3,000	1,121.00	3,363,000	
大和ハウス工業	6,000	2,826.50	16,959,000	
積水ハウス	6,000	1,758.00	10,548,000	
日揮ホールディングス	6,000	888.00	5,328,000	
日清製粉グループ本社	6,000	1,611.00	9,666,000	
明治ホールディングス	1,200	7,530.00	9,036,000	
日本ハム	3,000	4,320.00	12,960,000	
エムスリー	14,400	7,090.00	102,096,000	
ディー・エヌ・エー	1,800	1,838.00	3,308,400	
サッポロホールディングス	1,200	1,749.00	2,098,800	
アサヒグループホールディングス	6,000	3,350.00	20,100,000	
キリンホールディングス	6,000	1,933.50	11,601,000	
宝ホールディングス	6,000	1,080.00	6,480,000	
双日	600	233.00	139,800	
キッコーマン	6,000	5,280.00	31,680,000	
味の素	6,000	2,116.00	12,696,000	
ニチレイ	3,000	2,632.00	7,896,000	

日本たばこ産業	6,000	1,980.00	11,880,000	
Ｊ．フロント　リテイリング	3,000	791.00	2,373,000	
三越伊勢丹ホールディングス	6,000	518.00	3,108,000	
東洋紡	600	1,431.00	858,600	
ユニチカ	600	358.00	214,800	
日清紡ホールディングス	6,000	711.00	4,266,000	
東急不動産ホールディングス	6,000	468.00	2,808,000	
セブン＆アイ・ホールディングス	6,000	3,247.00	19,482,000	
帝人	1,200	1,628.00	1,953,600	
東レ	6,000	485.80	2,914,800	
クラレ	6,000	986.00	5,916,000	
旭化成	6,000	929.20	5,575,200	
ＳＵＭＣＯ	600	1,632.00	979,200	
ネクソン	12,000	2,929.00	35,148,000	
王子ホールディングス	6,000	455.00	2,730,000	
日本製紙	600	1,223.00	733,800	
昭和電工	600	1,826.00	1,095,600	
住友化学	6,000	349.00	2,094,000	
日産化学	6,000	5,590.00	33,540,000	
東ソー	3,000	1,686.00	5,058,000	
トクヤマ	1,200	2,401.00	2,881,200	
デンカ	1,200	3,245.00	3,894,000	
信越化学工業	6,000	14,305.00	85,830,000	
協和キリン	6,000	2,651.00	15,906,000	
三井化学	1,200	2,718.00	3,261,600	
三菱ケミカルホールディングス	3,000	592.80	1,778,400	
宇部興産	600	1,817.00	1,090,200	
電通グループ	6,000	3,010.00	18,060,000	
花王	6,000	7,586.00	45,516,000	
武田薬品工業	6,000	3,441.00	20,646,000	
アステラス製薬	30,000	1,461.50	43,845,000	
大日本住友製薬	6,000	1,268.00	7,608,000	
塩野義製薬	6,000	4,885.00	29,310,000	
中外製薬	18,000	4,125.00	74,250,000	
エーザイ	6,000	8,365.00	50,190,000	
テルモ	24,000	3,918.00	94,032,000	
第一三共	18,000	2,722.50	49,005,000	
大塚ホールディングス	6,000	3,982.00	23,892,000	
ＤＩＣ	600	2,600.00	1,560,000	
Ｚホールディングス	2,400	741.00	1,778,400	
トレンドマイクロ	6,000	5,880.00	35,280,000	
サイバーエージェント	1,200	6,440.00	7,728,000	
楽天	6,000	1,050.00	6,300,000	
富士フイルムホールディングス	6,000	5,365.00	32,190,000	
コニカミノルタ	6,000	262.00	1,572,000	
資生堂	6,000	6,545.00	39,270,000	
出光興産	2,400	2,112.00	5,068,800	

ＥＮＥＯＳホールディングス	6,000	354.90	2,129,400	
横浜ゴム	3,000	1,524.00	4,572,000	
ブリヂストン	6,000	3,446.00	20,676,000	
ＡＧＣ	1,200	3,210.00	3,852,000	
日本板硝子	600	367.00	220,200	
日本電気硝子	1,800	2,101.00	3,781,800	
住友大阪セメント	600	3,210.00	1,926,000	
太平洋セメント	600	2,491.00	1,494,600	
東海カーボン	6,000	1,226.00	7,356,000	
ＴＯＴＯ	3,000	4,740.00	14,220,000	
日本碍子	6,000	1,502.00	9,012,000	
日本製鉄	600	1,035.50	621,300	
神戸製鋼所	600	415.00	249,000	
ジェイ　エフ　イー　ホールディングス	600	740.00	444,000	
大平洋金属	600	1,639.00	983,400	
日本製鋼所	1,200	2,272.00	2,726,400	
日本軽金属ホールディングス	600	1,661.00	996,600	
三井金属鉱業	600	2,689.00	1,613,400	
東邦亜鉛	600	2,073.00	1,243,800	
三菱マテリアル	600	1,937.00	1,162,200	
住友金属鉱山	3,000	3,318.00	9,954,000	
ＤＯＷＡホールディングス	1,200	3,020.00	3,624,000	
古河電気工業	600	2,642.00	1,585,200	
住友電気工業	6,000	1,165.50	6,993,000	
フジクラ	6,000	283.00	1,698,000	
東洋製罐グループホールディングス	6,000	988.00	5,928,000	
リクルートホールディングス	18,000	4,052.00	72,936,000	
オークマ	1,200	5,030.00	6,036,000	
アマダ	6,000	932.00	5,592,000	
日本郵政	6,000	726.40	4,358,400	
小松製作所	6,000	2,410.00	14,460,000	
住友重機械工業	1,200	2,279.00	2,734,800	
日立建機	6,000	2,703.00	16,218,000	
クボタ	6,000	1,851.00	11,106,000	
荏原製作所	1,200	2,939.00	3,526,800	
ダイキン工業	6,000	19,645.00	117,870,000	
日本精工	6,000	859.00	5,154,000	
ＮＴＮ	6,000	198.00	1,188,000	
ジェイテクト	6,000	847.00	5,082,000	
ミネベアミツミ	6,000	1,967.00	11,802,000	
日立製作所	1,200	3,699.00	4,438,800	
三菱電機	6,000	1,398.50	8,391,000	
富士電機	1,200	3,215.00	3,858,000	
安川電機	6,000	4,120.00	24,720,000	
オムロン	6,000	8,000.00	48,000,000	
ジーエス・ユアサ　コーポレーション	1,200	1,877.00	2,252,400	

日本電気	600	5,500.00	3,300,000	
富士通	600	12,725.00	7,635,000	
沖電気工業	600	1,038.00	622,800	
セイコーエプソン	12,000	1,127.00	13,524,000	
パナソニック	6,000	915.50	5,493,000	
ソニー	6,000	8,800.00	52,800,000	
ＴＤＫ	6,000	12,580.00	75,480,000	
アルプスアルパイン	6,000	1,580.00	9,480,000	
横河電機	6,000	1,588.00	9,528,000	
アドバンテスト	12,000	5,520.00	66,240,000	
デンソー	6,000	4,976.00	29,856,000	
カシオ計算機	6,000	1,592.00	9,552,000	
ファナック	6,000	21,365.00	128,190,000	
京セラ	12,000	6,364.00	76,368,000	
太陽誘電	6,000	3,915.00	23,490,000	
日東電工	6,000	7,530.00	45,180,000	
三井Ｅ＆Ｓホールディングス	600	348.00	208,800	
日立造船	1,200	423.00	507,600	
三菱重工業	600	2,271.00	1,362,600	
川崎重工業	600	1,304.00	782,400	
ＩＨＩ	600	1,295.00	777,000	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	6,000	351.00	2,106,000	
日産自動車	6,000	375.90	2,255,400	
いすゞ自動車	3,000	865.80	2,597,400	
トヨタ自動車	6,000	6,893.00	41,358,000	
日野自動車	6,000	787.00	4,722,000	
三菱自動車工業	600	202.00	121,200	
マツダ	1,200	567.00	680,400	
本田技研工業	12,000	2,483.00	29,796,000	
スズキ	6,000	4,486.00	26,916,000	
ＳＵＢＡＲＵ	6,000	1,994.00	11,964,000	
ヤマハ発動機	6,000	1,538.00	9,228,000	
ニコン	6,000	650.00	3,900,000	
オリンパス	24,000	1,965.50	47,172,000	
ＳＣＲＥＥＮホールディングス	1,200	5,990.00	7,188,000	
キヤノン	9,000	1,829.50	16,465,500	
リコー	6,000	696.00	4,176,000	
シチズン時計	6,000	277.00	1,662,000	
バンダイナムコホールディングス	6,000	8,012.00	48,072,000	
凸版印刷	3,000	1,358.00	4,074,000	
大日本印刷	3,000	2,003.00	6,009,000	
ヤマハ	6,000	4,940.00	29,640,000	
伊藤忠商事	6,000	2,530.00	15,180,000	
丸紅	6,000	561.10	3,366,600	
豊田通商	6,000	2,854.00	17,124,000	
三井物産	6,000	1,740.00	10,440,000	

東京エレクトロン	6,000	28,995.00	173,970,000	
住友商事	6,000	1,173.00	7,038,000	
三菱商事	6,000	2,380.00	14,280,000	
高島屋	3,000	802.00	2,406,000	
丸井グループ	6,000	1,924.00	11,544,000	
クレディセゾン	6,000	1,152.00	6,912,000	
イオン	6,000	2,689.50	16,137,000	
新生銀行	600	1,271.00	762,600	
あおぞら銀行	600	1,742.00	1,045,200	
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	6,000	411.60	2,469,600	
りそなホールディングス	600	342.10	205,260	
三井住友トラスト・ホールディングス	600	2,807.50	1,684,500	
三井住友フィナンシャルグループ	600	2,891.50	1,734,900	
千葉銀行	6,000	545.00	3,270,000	
ふくおかフィナンシャルグループ	1,200	1,765.00	2,118,000	
静岡銀行	6,000	708.00	4,248,000	
みずほフィナンシャルグループ	600	1,281.50	768,900	
大和証券グループ本社	6,000	447.40	2,684,400	
野村ホールディングス	6,000	475.00	2,850,000	
松井証券	6,000	842.00	5,052,000	
ＳＯＭＰＯホールディングス	1,500	3,940.00	5,910,000	
日本取引所グループ	6,000	2,624.00	15,744,000	
ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス	1,800	2,886.00	5,194,800	
第一生命ホールディングス	600	1,574.50	944,700	
東京海上ホールディングス	3,000	4,713.00	14,139,000	
Ｔ＆Ｄホールディングス	1,200	1,056.00	1,267,200	
三井不動産	6,000	1,795.50	10,773,000	
三菱地所	6,000	1,565.00	9,390,000	
東京建物	3,000	1,222.00	3,666,000	
住友不動産	6,000	2,815.50	16,893,000	
東武鉄道	1,200	2,994.00	3,592,800	
東急	3,000	1,252.00	3,756,000	
小田急電鉄	3,000	2,504.00	7,512,000	
京王電鉄	1,200	6,060.00	7,272,000	
京成電鉄	3,000	3,005.00	9,015,000	
東日本旅客鉄道	600	5,602.00	3,361,200	
西日本旅客鉄道	600	4,617.00	2,770,200	
東海旅客鉄道	600	13,000.00	7,800,000	
日本通運	600	5,860.00	3,516,000	
ヤマトホールディングス	6,000	2,821.00	16,926,000	
日本郵船	600	1,963.00	1,177,800	
商船三井	600	2,361.00	1,416,600	
川崎汽船	600	1,288.00	772,800	
ＡＮＡホールディングス	600	2,310.00	1,386,000	
三菱倉庫	3,000	2,762.00	8,286,000	
スカパーＪＳＡＴホールディングス	600	454.00	272,400	

日本電信電話	2,400	2,212.00	5,308,800	
ＫＤＤＩ	36,000	2,765.00	99,540,000	
ソフトバンク	6,000	1,216.50	7,299,000	
ＮＴＴドコモ	600	3,887.00	2,332,200	
東京電力ホールディングス	600	279.00	167,400	
中部電力	600	1,203.50	722,100	
関西電力	600	979.70	587,820	
東京瓦斯	1,200	2,295.00	2,754,000	
大阪瓦斯	1,200	1,935.00	2,322,000	
東宝	600	4,270.00	2,562,000	
エヌ・ティ・ティ・データ	30,000	1,217.00	36,510,000	
セコム	6,000	8,960.00	53,760,000	
コナミホールディングス	6,000	4,180.00	25,080,000	
ファーストリテイリング	6,000	73,120.00	438,720,000	
ソフトバンクグループ	36,000	6,907.00	248,652,000	
合計	1,083,300		3,882,108,420	

（２）株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。

インデックスミリオン
ボンドミックスミリオン

（１）当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第34期中間計算期間（2020年10月30日から2021年4月29日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

２０２１年6月１１日

アセットマネジメントOne株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東　　京　　事　　務　　所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　　丘　本　　正　彦　　印

中間監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインデックスミリオンの２０２０年１０月３０日から２０２１年4月２９日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。
当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、インデックスミリオンの２０２１年4月２９日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（２０２０年１０月３０日から２０２１年4月２９日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注１）上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

【中間財務諸表】

【インデックスミリオン】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第33期 2020年10月29日現在	第34期中間計算期間末 2021年4月29日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	―	5,000
コール・ローン	31,475,167	36,314,177
親投資信託受益証券	3,665,652,814	4,249,147,865
未収入金	27,641,000	5,253,000
流動資産合計	3,724,768,981	4,290,720,042
資産合計	3,724,768,981	4,290,720,042
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	23,672,566	―
未払解約金	2,529,369	3,212,175
未払受託者報酬	1,598,968	1,843,377
未払委託者報酬	29,382,002	33,872,992
未払利息	―	10
その他未払費用	28,625	32,633
流動負債合計	57,211,530	38,961,187
負債合計	57,211,530	38,961,187
純資産の部		
元本等		
元本	4,734,513,347	4,412,036,632
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△1,066,955,896	△160,277,777
（分配準備積立金）	1,249,493,383	1,144,225,857
元本等合計	3,667,557,451	4,251,758,855
純資産合計	3,667,557,451	4,251,758,855
負債純資産合計	3,724,768,981	4,290,720,042

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第33期中間計算期間 自　2019年10月30日 至　2020年4月29日	第34期中間計算期間 自　2020年10月30日 至　2021年4月29日
営業収益		
受取利息	―	11
有価証券売買等損益	△480,510,434	917,161,051
営業収益合計	△480,510,434	917,161,062
営業費用		
支払利息	3,890	1,545
受託者報酬	1,601,402	1,843,377
委託者報酬	29,426,584	33,872,992
その他費用	29,395	32,633
営業費用合計	31,061,271	35,750,547
営業利益又は営業損失（△）	△511,571,705	881,410,515
経常利益又は経常損失（△）	△511,571,705	881,410,515
中間純利益又は中間純損失（△）	△511,571,705	881,410,515
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△4,161,148	55,721,815
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,178,753,111	△1,066,955,896
剰余金増加額又は欠損金減少額	45,845,930	90,568,301
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	45,845,930	90,568,301
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	―	―
剰余金減少額又は欠損金増加額	17,705,158	9,578,882
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	―	―
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	17,705,158	9,578,882
分配金	―	―
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△1,658,022,896	△160,277,777

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第34期中間計算期間 自　2020年10月30日 至　2021年4月29日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目	第33期 2020年10月29日現在	第34期中間計算期間末 2021年4月29日現在
１．　期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	5,036,949,214円 114,157,641円 416,593,508円	4,734,513,347円 80,309,892円 402,786,607円
２．　受益権の総数	4,734,513,347口	4,412,036,632口
３．　元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,066,955,896円であります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は160,277,777円であります。

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第33期 2020年10月29日現在	第34期中間計算期間末 2021年4月29日現在
１．　中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	（１）有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 （２）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場	同左

	合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第33期 2020年10月29日現在	第34期中間計算期間末 2021年4月29日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.7746円 (7,746円)	0.9637円 (9,637円)

独立監査人の中間監査報告書

２０２１年6月１１日

アセットマネジメントOne株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東　　京　　事　　務　　所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　　丘　本　　正　彦　　印

中間監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているボンドミックスミリオンの２０２０年１０月３０日から２０２１年４月２９日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。
当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ボンドミックスミリオンの２０２１年４月２９日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（２０２０年１０月３０日から２０２１年４月２９日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注１）上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

【ボンドミックスミリオン】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第33期 2020年10月29日現在	第34期中間計算期間末 2021年4月29日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	20,764,885	41,220,284
地方債証券	241,923,993	252,350,594
特殊債券	87,192,810	96,034,200
社債券	20,143,400	10,050,200
親投資信託受益証券	361,005,572	389,261,672
未収利息	567,216	517,777
流動資産合計	731,597,876	789,434,727
資産合計	731,597,876	789,434,727
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,595,666	－
未払解約金	1,236,683	－
未払受託者報酬	318,150	339,966
未払委託者報酬	5,846,820	6,247,692
未払利息	－	11
その他未払費用	5,622	5,935
流動負債合計	10,002,941	6,593,604
負債合計	10,002,941	6,593,604
純資産の部		
元本等		
元本	741,618,995	722,728,452
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△20,024,060	60,112,671
（分配準備積立金）	130,963,057	124,081,142
元本等合計	721,594,935	782,841,123
純資産合計	721,594,935	782,841,123
負債純資産合計	731,597,876	789,434,727

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第33期中間計算期間 自　2019年10月30日 至　2020年4月29日	第34期中間計算期間 自　2020年10月30日 至　2021年4月29日
営業収益		
受取利息	1,071,781	1,237,904
有価証券売買等損益	△45,106,671	86,712,107
営業収益合計	△44,034,890	87,950,011
営業費用		
支払利息	3,812	2,251
受託者報酬	317,063	339,966
委託者報酬	5,826,995	6,247,692
その他費用	5,762	5,935
営業費用合計	6,153,632	6,595,844
営業利益又は営業損失（△）	△50,188,522	81,354,167
経常利益又は経常損失（△）	△50,188,522	81,354,167
中間純利益又は中間純損失（△）	△50,188,522	81,354,167
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△96,909	3,235,980
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△24,741,411	△20,024,060
剰余金増加額又は欠損金減少額	807,250	2,018,544
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	807,250	1,038,804
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	979,740
剰余金減少額又は欠損金増加額	746,654	－
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	746,654	－
分配金	－	－
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△74,772,428	60,112,671

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第34期中間計算期間 自　2020年10月30日 至　2021年4月29日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目	第33期 2020年10月29日現在	第34期中間計算期間末 2021年4月29日現在
１．　期首元本額	771,668,331円	741,618,995円
期中追加設定元本額	24,524,441円	20,614,971円
期中一部解約元本額	54,573,777円	39,505,514円
２．　受益権の総数	741,618,995口	722,728,452口
３．　元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は20,024,060円であります。	－

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第33期 2020年10月29日現在	第34期中間計算期間末 2021年4月29日現在
１．　中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	（１）有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 （２）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短	同左

	期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第33期 2020年10月29日現在	第34期中間計算期間末 2021年4月29日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.9730円 (9,730円)	1.0832円 (10,832円)

（参考）
「インデックスミリオン」、「ボンドミックスミリオン」は、「ミリオン・インデックスマザーファンド」受益証券及び「ＭＨＡＭ株式インデックス２２５マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。
同親投資信託の状況は以下の通りであります。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

ミリオン・インデックスマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	2021年4月29日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	27,789,714
派生商品評価勘定	386,670
差入委託証拠金	1,470,000
流動資産合計	29,646,384
資産合計	29,646,384
負債の部	
流動負債	
前受金	327,000
未払利息	7
流動負債合計	327,007
負債合計	327,007
純資産の部	
元本等	
元本	14,961,119
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	14,358,258
元本等合計	29,319,377
純資産合計	29,319,377
負債純資産合計	29,646,384

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自　2020年10月30日 至　2021年4月29日
１．　デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2021年4月29日現在
１．　本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	2,591,157,263円
同期中追加設定元本額	13,530,338円
同期中一部解約元本額	2,589,726,482円
元本の内訳	
ファンド名	
インデックスミリオン	13,639,348円
ボンドミックスミリオン	1,321,771円
計	14,961,119円
２．　受益権の総数	14,961,119口

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2021年4月29日現在
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	（１）有価証券 該当事項はありません。 （２）デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

株式関連

種類	2021年4月29日現在

	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち １年超		
市場取引 　先物取引 　　買建	28,663,000	－	29,050,000	387,000
合計	28,663,000	－	29,050,000	387,000

（注）時価の算定方法

株価指数先物取引

１．　原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

２．　先物取引の残高表示は、契約額によっております。

３．　契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	2021年4月29日現在
1口当たり純資産額 （1000口当たり純資産額）	1.960円 (1,960円)

ＭＨＡＭ株式インデックス２２５マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	2021年4月29日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	2,744,368,241
株式	154,905,525,120
派生商品評価勘定	6,852,410
未収配当金	1,033,141,588
前払金	53,468,000
差入委託証拠金	198,450,000
流動資産合計	158,941,805,359
資産合計	158,941,805,359
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	51,884,630
未払金	460,660
未払解約金	5,323,000
未払利息	764
流動負債合計	57,669,054
負債合計	57,669,054
純資産の部	
元本等	
元本	38,351,509,455
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	120,532,626,850
元本等合計	158,884,136,305
純資産合計	158,884,136,305
負債純資産合計	158,941,805,359

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自　2020年10月30日 至　2021年4月29日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
２．　デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。
３．　収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2021年4月29日現在
１．　本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	44,118,540,349円
同期中追加設定元本額	2,584,127,887円
同期中一部解約元本額	8,351,158,781円
元本の内訳	
ファンド名	
みずほ日経平均ファンド＜ＤＣ年金＞	224,548,410円
インデックスミリオン	1,019,217,617円
ボンドミックスミリオン	93,335,667円
ＭＨＡＭ株式インデックスファンド２２５	36,849,342,553円
ＭＨＡＭ株式インデックスファンド２２５ＶＡ［適格機関投資家専用］	155,065,073円
ＭＨＡＭ株式インデックスファンド２２５ＶＡ２［適格機関投資家専用］	10,000,135円
計	38,351,509,455円
２．　受益権の総数	38,351,509,455口

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2021年4月29日現在
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	（１）有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 （２）デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。 （３）上記以外の金融商品

	上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

株式関連

種類	2021年4月29日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち１年超		
市場取引				
先物取引				
買建	3,937,688,000	－	3,892,700,000	△44,988,000
合計	3,937,688,000	－	3,892,700,000	△44,988,000

（注）時価の算定方法

株価指数先物取引

１．　原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

２．　先物取引の残高表示は、契約額によっております。

３．　契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	2021年4月29日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	4.1428円 （41,428円）

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

インデックスミリオン

2021年4月30日現在

Ⅰ　資産総額	4,220,313,162円
Ⅱ　負債総額	3,366,335円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	4,216,946,827円
Ⅳ　発行済数量	4,412,036,632口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9558円

ボンドミックスミリオン

2021年4月30日現在

Ⅰ　資産総額	779,676,999円
Ⅱ　負債総額	36,601円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	779,640,398円
Ⅳ　発行済数量	722,728,452口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0787円

（参考）

ミリオン・インデックスマザーファンド

2021年4月30日現在

Ⅰ　資産総額	29,149,370円
Ⅱ　負債総額	0円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	29,149,370円
Ⅳ　発行済数量	14,961,119口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.948円

ＭＨＡＭ株式インデックス２２５マザーファンド

2021年4月30日現在

Ⅰ　資産総額	157,734,842,901円
Ⅱ　負債総額	78,546,940円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	157,656,295,961円
Ⅳ　発行済数量	38,368,948,626口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	4.1090円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2021年4月30日現在）

資本金の額	20億円
発行する株式総数※	100,000株 （普通株式 上限100,000株、Ａ種種類株式 上限30,000株）
発行済株式総数	40,000株 （普通株式24,490株、Ａ種種類株式15,510株）

※種類株式の発行が可能

直近５カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構（2021年4月30日現在）

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

1. 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

2. 運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2021年4月30日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1,470,877,769,130
追加型株式投資信託	843	15,735,956,827,061
単位型公社債投資信託	30	64,520,748,527
単位型株式投資信託	207	1,285,603,401,803
合計	1,106	18,556,958,746,521

３【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2. 財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第36期事業年度（自2020年4月1日至2021年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

２０２１年5月２６日

アセットマネジメントOne株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	丘本　正彦	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長谷川　敬	印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の２０２０年４月１日から２０２１年３月３１日までの第３６期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の２０２１年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注１）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	第35期 （2020年3月31日現在）		第36期 （2021年3月31日現在）	
（資産の部）				
流動資産				
現金・預金		32,932,013		36,734,502
金銭の信託		28,548,165		25,670,526
有価証券		996		－
未収委託者報酬		11,487,393		16,804,456
未収運用受託報酬		4,674,225		5,814,654
未収投資助言報酬		331,543		317,567
未収収益		11,674		7,412
前払費用		480,129		724,591
その他		2,815,351		2,419,487
流動資産計		81,281,494		88,493,198
固定資産				
有形固定資産		1,278,455		1,119,327
建物	※1	1,006,793	※1	915,815
器具備品	※1	270,768	※1	202,902
建設仮勘定		894		609
無形固定資産		3,524,781		3,991,834
ソフトウエア		3,299,065		2,878,179
ソフトウエア仮勘定		221,784		1,109,723
電話加入権		3,931		3,931
投資その他の資産		9,482,127		11,153,554
投資有価証券		261,361		261,360
関係会社株式		5,299,196		5,299,196
長期差入保証金		1,302,402		1,324,203
繰延税金資産		2,508,004		3,676,823
その他		111,162		591,970
固定資産計		14,285,364		16,264,717
資産合計		95,566,859		104,757,915

（単位：千円）

	第35期 （2020年3月31日現在）	第36期 （2021年3月31日現在）
（負債の部）		
流動負債		
預り金	3,702,906	3,730,283
未払金	4,803,140	7,337,541
未払収益分配金	966	846
未払償還金	9,999	9,999
未払手数料	4,582,140	6,889,193
その他未払金	210,034	437,502
未払費用	6,673,320	9,713,972
未払法人税等	4,090,268	4,199,922
未払消費税等	1,338,183	2,106,617
賞与引当金	1,373,328	1,789,597
役員賞与引当金	65,290	76,410
流動負債計	22,046,438	28,954,345
固定負債		
退職給付引当金	2,118,947	2,292,486
時効後支払損引当金	174,139	157,945
固定負債計	2,293,087	2,450,431
負債合計	24,339,526	31,404,777
（純資産の部）		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	19,552,957	19,552,957
資本準備金	2,428,478	2,428,478
その他資本剰余金	17,124,479	17,124,479
利益剰余金	49,674,383	51,800,187
利益準備金	123,293	123,293
その他利益剰余金	49,551,090	51,676,893
別途積立金	31,680,000	31,680,000
繰越利益剰余金	17,871,090	19,996,893
株主資本計	71,227,341	73,353,144
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△7	△6
評価・換算差額等計	△7	△6
純資産合計	71,227,333	73,353,137
負債・純資産合計	95,566,859	104,757,915

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第35期 （自　2019年4月1日 至　2020年3月31日）		第36期 （自　2020年4月1日 至　2021年3月31日）	
営業収益				
委託者報酬	84,426,075		89,905,293	
運用受託報酬	16,912,305		17,640,234	
投資助言報酬	1,208,954		1,103,477	
その他営業収益	68,156		781,735	
営業収益計		102,615,492		109,430,741
営業費用				
支払手数料	34,980,736		37,003,102	
広告宣伝費	340,791		424,598	
公告費	375		400	
調査費	25,132,268		30,794,092	
調査費	10,586,542		11,302,420	
委託調査費	14,545,725		19,491,671	
委託計算費	698,723		543,135	
営業雑経費	990,002		938,891	
通信費	44,209		46,358	
印刷費	738,330		680,272	
協会費	71,386		71,361	
諸会費	22,790		23,936	
支払販売手数料	113,286		116,962	
営業費用計		62,142,897		69,704,220
一般管理費				
給料	10,817,861		10,586,117	
役員報酬	174,795		163,394	
給料・手当	9,087,800		9,030,562	
賞与	1,555,264		1,392,160	
交際費	40,436		8,168	
寄付金	8,906		7,757	
旅費交通費	320,037		50,081	
租税公課	651,265		912,570	
不動産賃借料	1,479,503		1,499,753	
退職給付費用	505,189		524,845	
固定資産減価償却費	882,526		1,078,185	
福利厚生費	44,352		44,004	
修繕費	1,843		777	
賞与引当金繰入額	1,373,328		1,789,597	
役員賞与引当金繰入額	65,290		76,410	
機器リース料	233		208	
事務委託費	3,625,424		3,793,883	
事務用消耗品費	104,627		68,534	
器具備品費	1,620		548	
諸経費	197,094		152,830	
一般管理費計		20,119,543		20,594,276
営業利益		20,353,050		19,132,244

（単位：千円）

	第35期 （自　2019年4月1日 至　2020年3月31日）		第36期 （自　2020年4月1日 至　2021年3月31日）	
営業外収益				
受取利息	4,440		27,079	
受取配当金	11,185		2,356	
時効成立分配金・償還金	49,164		362	
投資信託償還益	5,528		－	
為替差益	－		7,314	
金銭の信託運用益	－		1,229,697	
受取負担金	297,886		－	
雑収入	7,394		13,505	
時効後支払損引当金戻入額	3,473		13,011	
営業外収益計		379,073		1,293,326
営業外費用				
為替差損	19,750		－	
投資信託償還損	1		3	
金銭の信託運用損	169,505		－	
システム解約料	31,680		－	
早期割増退職金	－		48,755	
雑損失	104		5	
営業外費用計		221,042		48,764
経常利益		20,511,082		20,376,806
特別利益				
投資有価証券売却益	1,169,758		－	
特別利益計		1,169,758		－
特別損失				
固定資産除却損	※1　16,085		※1　1,511	
特別損失計		16,085		1,511
税引前当期純利益		21,664,754		20,375,294
法人税、住民税及び事業税		7,045,579		7,418,311
法人税等調整額		△385,835		△1,168,820
法人税等合計		6,659,743		6,249,491
当期純利益		15,005,011		14,125,803

（３）【株主資本等変動計算書】

第35期（自　2019年4月1日　至　2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	14,146,079	45,949,372	67,502,329
当期変動額									
剰余金の配当							△11,280,000	△11,280,000	△11,280,000
当期純利益							15,005,011	15,005,011	15,005,011
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									－
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	3,725,011	3,725,011	3,725,011
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	17,871,090	49,674,383	71,227,341

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	846,755	846,755	68,349,085
当期変動額			
剰余金の配当			△11,280,000
当期純利益			15,005,011
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 846,763	△ 846,763	△ 846,763
当期変動額合計	△ 846,763	△ 846,763	2,878,247
当期末残高	△ 7	△ 7	71,227,333

第36期（自　2020年4月1日　至　2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	17,871,090	49,674,383	71,227,341
当期変動額									
剰余金の配当							△12,000,000	△12,000,000	△12,000,000
当期純利益							14,125,803	14,125,803	14,125,803
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									-
当期変動額合計	－	－	－	－	－	-	2,125,803	2,125,803	2,125,803
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	19,996,893	51,800,187	73,353,144

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△ 7	△ 7	71,227,333
当期変動額			
剰余金の配当			△12,000,000
当期純利益			14,125,803
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1	1	1
当期変動額合計	1	1	2,125,804
当期末残高	△ 6	△ 6	73,353,137

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの: 移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
6. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

（未適用の会計基準等）

1．収益認識に関する会計基準等

・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日　企業会計基準委員会）

・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　2020年３月31日　企業会計基準委員会）

・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2020年３月31日　企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年５月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic 606）を公表しており、IFRS第15号は2018年１月１日以後開始する事業年度から、Topic 606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の１つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

当社は、当該会計基準等を2021年４月１日に開始する会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響はありません。

2．時価の算定に関する会計基準等

・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日　企業会計基準委員会）

・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2019年７月４日　企業会計基準委員会）

・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日　企業会計基準委員会）

・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2020年３月31日　企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされています。

(2) 適用予定日

当社は、当該会計基準等を2021年４月１日に開始する会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

※1．有形固定資産の減価償却累計額

（千円）

	第35期 （2020年3月31日現在）	第36期 （2021年3月31日現在）
建物	320,020	407,133
器具備品	949,984	978,763

（損益計算書関係）

※1．固定資産除却損の内訳

（千円）

	第35期 （自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日）	第36期 （自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日）
建物	－	944
器具備品	9,609	566
ソフトウエア	6,475	－

（株主資本等変動計算書関係）

第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,490	－	－	24,490
A種種類株式	15,510	－	－	15,510
合計	40,000	－	－	40,000

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総 額（千円）	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式 A種種類 株式	11,280,000	282,000	2019年3月31日	2019年6月21日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総 額（千円）	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2020年6月17日 定時株主総会	普通 株式 A種種 類株式	利益 剰余金	12,000,000	300,000	2020年3月31日	2020年6月18日

第36期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	24,490	－	－	24,490
A種種類株式	15,510	－	－	15,510
合計	40,000	－	－	40,000

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年6月17日定時株主総会	普通株式	12,000,000	300,000	2020年3月31日	2020年6月18日
	A種種類株式				

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2021年6月16日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年6月16日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	11,280,000	282,000	2021年3月31日	2021年6月17日
	A種種類株式					

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、１年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としています。

有価証券及び投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

第35期（2020 年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 現金・預金	32,932,013	32,932,013	－
(2) 金銭の信託	28,548,165	28,548,165	－
(3) 未収委託者報酬	11,487,393	11,487,393	－
(4) 未収運用受託報酬	4,674,225	4,674,225	－
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	2,988	2,988	－
資産計	77,644,787	77,644,787	－
(1) 未払手数料	4,582,140	4,582,140	－
負債計	4,582,140	4,582,140	－

第36期（2021年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 現金・預金	36,734,502	36,734,502	－
(2) 金銭の信託	25,670,526	25,670,526	－
(3) 未収委託者報酬	16,804,456	16,804,456	－
(4) 未収運用受託報酬	5,814,654	5,814,654	－
(5) 投資有価証券 その他有価証券	1,990	1,990	－
資産計	85,026,130	85,026,130	－
(1) 未払手数料	6,889,193	6,889,193	－
負債計	6,889,193	6,889,193	－

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

(3) 未収委託者報酬及び (4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。

負　債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（千円）

区分	第35期 （2020年3月31日現在）	第36期 （2021年3月31日現在）
①非上場株式	259,369	259,369
②関係会社株式	5,299,196	5,299,196

①非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

②関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第35期（2020年3月31日現在）

	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超 （千円）
(1) 現金・預金	32,932,013	－	－	－
(2) 金銭の信託	28,548,165	－	－	－
(3) 未収委託者報酬	11,487,393	－	－	－
(4) 未収運用受託報酬	4,674,225	－	－	－
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	996	994	997	－

第36期（2021年3月31日現在）

	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超 （千円）
(1) 現金・預金	36,734,502	－	－	－
(2) 金銭の信託	25,670,526	－	－	－
(3) 未収委託者報酬	16,804,456	－	－	－
(4) 未収運用受託報酬	5,814,654	－	－	－
(5) 投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	－	1,990	－	－

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（第35期の貸借対照表計上額5,299,196千円、第36期の貸借対照表計上額5,299,196千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

第35期（2020年3月31日現在）

（千円）

区分	貸借対照表日における貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
①株式	―	―	―
②投資信託	―	―	―
小計			
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
①株式	―	―	―
②投資信託	2,988	3,000	△ 11
小計	2,988	3,000	△ 11
合計	2,988	3,000	△ 11

（注）非上場株式（貸借対照表計上額259,369千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第36期（2021年3月31日現在）

（千円）

区分	貸借対照表日における貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
①株式	―	―	―
②投資信託	―	―	―
小計			
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
①株式	―	―	―
②投資信託	1,990	2,000	△ 9
小計	1,990	2,000	△ 9
合計	1,990	2,000	△ 9

（注）非上場株式（貸借対照表計上額259,369千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3．当該事業年度中に売却したその他有価証券

第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

区分	売却額 （千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
株式	1,298,377	1,169,758	－
投資信託	159,526	5,528	1

第36期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

区分	売却額 （千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
投資信託	996	－	3

（注）投資信託の「売却額」、「売却益の合計額」及び「売却損の合計額」は、償還によるものであります。

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（千円）

	第35期 （自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日）	第36期 （自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日）
退職給付債務の期首残高	2,289,044	2,422,901
勤務費用	302,546	303,999
利息費用	2,087	2,180
数理計算上の差異の発生額	18,448	△4,319
退職給付の支払額	△187,749	△245,143
過去勤務費用の発生額	－	△1,567
その他	△1,476	1,567
退職給付債務の期末残高	2,422,901	2,479,619

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（千円）

	第35期 （2020年3月31日現在）	第36期 （2021年3月31日現在）
非積立型制度の退職給付債務	2,422,901	2,479,619
未積立退職給付債務	2,422,901	2,479,619
未認識数理計算上の差異	△130,155	△84,264
未認識過去勤務費用	△173,798	△102,868
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,118,947	2,292,486
退職給付引当金	2,118,947	2,292,486
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,118,947	2,292,486

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

（千円）

	第35期 （自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日）	第36期 （自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日）
勤務費用	302,546	303,999
利息費用	2,087	2,180
数理計算上の差異の費用処理額	38,861	41,571
過去勤務費用の費用処理額	69,519	69,362
その他	△11,303	△7,720
確定給付制度に係る退職給付費用	401,711	409,394

（注）上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、当事業年度において48,755千円を営業外費用に計上しております。

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第35期 （2020年3月31日現在）	第36期 （2021年3月31日現在）
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00%～4.42%	1.00%～3.76%

3．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度103,477千円、当事業年度100,806千円であります。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第35期 (2020年3月31日現在)	第36期 (2021年3月31日現在)
繰延税金資産	（千円）	（千円）
未払事業税	221,053	260,377
未払事業所税	10,778	10,711
賞与引当金	420,513	547,974
未払法定福利費	78,439	92,748
未払給与	10,410	8,535
受取負担金	47,781	－
運用受託報酬	331,395	1,410,516
資産除去債務	14,116	18,079
減価償却超過額（一括償却資産）	50,942	25,808
減価償却超過額	82,684	51,986
繰延資産償却超過額（税法上）	323,132	301,965
退職給付引当金	648,821	701,959
時効後支払損引当金	53,321	48,362
ゴルフ会員権評価損	7,360	7,360
関係会社株式評価損	166,740	166,740
投資有価証券評価損	28,976	28,976
その他	11,532	△5,283
その他有価証券評価差額金	3	2
繰延税金資産小計	2,508,004	3,676,823
評価性引当額	－	－
繰延税金資産合計	2,508,004	3,676,823
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	－	－
繰延税金負債合計	－	－
繰延税金資産の純額	2,508,004	3,676,823

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

（企業結合等関係）

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1．結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2．企業結合日

2016年10月1日

3．企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4．結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5．企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6．合併比率

「3．企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM （存続会社）	MHAM （消滅会社）
合併比率（*）	1	0.0154

（*）普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7．交付した株式数

「3．企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8．経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率　50.00％
MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率　20.00％
MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率　70.00％
なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00％から51.00％に異動しております。

9．取得企業を決定するに至った主な根拠

「3．企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10．会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号　平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成25年9月13日公表分）に基づき、「3．企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11．被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

（1）被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212,500千円
取得原価		144,212,500千円

（2）発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a.発生したのれんの金額	76,224,837千円
b.発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
c.のれんの償却方法及び償却期間	20年間の均等償却

（3）企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a.資産の額	資産合計	40,451,657千円
	うち現金・預金	11,605,537千円
	うち金銭の信託	11,792,364千円
b.負債の額	負債合計	9,256,209千円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539,592千円

（注）顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

（4）のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a.無形固定資産に配分された金額	53,030,000千円
b.主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030,000千円
c.全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12．被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

（1）貸借対照表項目

	第35期 （2020年3月31日現在）	第36期 （2021年3月31日現在）
流動資産	－千円	－千円
固定資産	94,605,736千円	84,609,003千円
資産合計	94,605,736千円	84,609,003千円
流動負債	－千円	－千円
固定負債	8,278,713千円	5,570,814千円
負債合計	8,278,713千円	5,570,814千円
純資産	86,327,023千円	79,038,188千円

（注）固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

のれん	62,885,491千円	59,074,249千円
顧客関連資産	34,810,031千円	29,793,358千円

(2) 損益計算書項目

	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	第36期 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
営業収益	－千円	－千円
営業利益	△8,954,439千円	△8,823,626千円
経常利益	△8,954,439千円	△8,823,626千円
税引前当期純利益	△9,111,312千円	△8,823,626千円
当期純利益	△7,536,465千円	△7,288,834千円
1株当たり当期純利益	△188,411円64銭	△182,220円85銭

(注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。

のれんの償却額	3,811,241千円	3,811,241千円
顧客関連資産の償却額	5,149,555千円	5,016,672千円

（資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（セグメント情報等）

1．セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）及び第36期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90％を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90％を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10％以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

1．関連当事者との取引

（1）親会社及び法人主要株主等

第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当はありません。

第36期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当はありません。

（2）子会社及び関連会社等

第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当はありません。

第36期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当はありません。

（3）兄弟会社等

第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	－	－	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	5,793,912	未払手数料	1,112,061
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251億円	証券業	－	－	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	10,294,840	未払手数料	1,231,431

第36期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	－	－	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	6,435,839	未払手数料	1,457,765
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251億円	証券業	－	－	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	12,767,199	未払手数料	2,524,882

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

（注2）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

（東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません

（1株当たり情報）

	第35期 （自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日）	第36期 （自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日）
1株当たり純資産額	1,780,683円32銭	1,833,828円44銭
1株当たり当期純利益金額	375,125円27銭	353,145円08銭

（注1）潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

（注2）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第35期 （自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日）	第36期 （自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日）
当期純利益金額	15,005,011千円	14,125,803千円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	―	―
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	15,005,011千円	14,125,803千円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
（うち普通株式）	(24,490株)	(24,490株)
（うちA種種類株式）	(15,510株)	(15,510株)

（注1）A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約　　款

追加型証券投資信託［インデックスミリオン］約款
運用の基本方針

約款第 17 条の規定に基づき委託者が別に定める運用方針は、次のものといたします。

基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的成長をはかることを目的として、運用を行ないます。

運用方法

（１）投資対象

ＭＨＡＭ株式インデックス２２５マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

（２）投資態度

日経平均株価と連動した投資成果を獲得するため、ＭＨＡＭ株式インデックス２２５マザーファンド受益証券への投資は、できるだけ高位を保ちます。

非株式（株式以外の資産）への実質投資割合は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。

（３）投資制限

① ＭＨＡＭ株式インデックス２２５マザーファンド受益証券への投資には、制限を設けません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行ないます。

① 分配対象額の範囲は、利子・配当収益と売買益（評価益を含む。）等の全額とします。

② 分配金額は、利子・配当収益を中心に委託者が基準価額の水準等を勘案して決定します。

③ 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づき再投資します。

追加型証券投資信託［インデックスミリオン］約款

委託者および受託者

第１条　この信託は、アセットマネジメント One 株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

信託事務の委託

第１条の２　受託者は、信託法第 26 条第 1 項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

信託の目的および金額

第２条　委託者は、金１億円～300 億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引受けます。

信託金の限度額

第３条　委託者は、受託者と合意のうえ、金 1,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

②　追加信託が行なわれたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、第１項の限度額を変更することができます。

信託期間

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第 36 条、第 37 条、第 38 条第 1 項および第 40 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

募集の方法

第４条の２　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

当初の受益者

第５条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 6 条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益権の分割および再分割

第６条　委託者は、第２条の規定による受益権については１億口～300 億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

信託日時の異なる受益権の内容

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益権の帰属と受益証券の不発行

第９条　この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③　委託者は、第 6 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

④　委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約

が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

受益権の設定にかかる受託者の通知

第10条　受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

受益権の申込単位および価額

第11条　委託者の指定する証券会社は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、別に定めるミリオン（従業員積立投資プラン）累積投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得申込に応ずることができるものとします。

②　前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する証券会社は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③　受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。

④　第1項の規定にかかわらず、証券取引所（「証券取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場（以下「取引所」といいます。）のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者の指定する証券会社は、受益権の取得の申込みの受付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

受益証券の種類

第12条　（削　除）

受益権の譲渡にかかる記載または記録

第12条の2　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

第12条の3　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

受益証券の再交付

第13条　（削　除）

受益証券を毀損した場合等の再交付

第14条　（削　除）

受益証券の再交付の費用

第15条　（削　除）

運用の指図範囲

第16条　委託者は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結されたＭＨＡＭ株式インデックス２２５マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）、コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等に、主として投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等を除く。）に投資することを指図しません。

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預金

2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形

③　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第１号から第４号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

受託者の自己または利害関係人等との取引

第16条の２　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第17条の２において同じ。）、第17条の２第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第１項および第２項に定める資産への投資等を行うことができます。

②　前項の取扱いは、第20条ないし第21条の２における委託者の指図による取引についても同様とします。

運用の基本方針

第17条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

信用リスク集中回避のための投資制限

第17条の１の２　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等に係る投資制限

第17条の１の３　委託者は、デリバティブ取引等（この信託財産に属する投資信託証券に係る投資信託において取引されるデリバティブ取引等（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第３条第10号に規定するものをいう。）を含みます。以下同じ。））について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を原則として超えることとならないよう管理します。

信託業務の委託等

第17条の２　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存に係る業務
２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

有価証券の保管

第17条の３　（削　除）

混蔵寄託

第18条　金融機関または証券会社等（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社等の名義で混蔵寄託できるものとします。

信託財産の登記等および記載等の留保等

第19条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにす

る方法により分別して管理することがあります。

一部解約の請求の指図

第 20 条　委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約を請求することの指図ができます。

再投資の指図

第 21 条　委託者は、前条の規定による一部解約代金および余裕金の利子その他の収入金を再投資することの指図ができます。

資金の借入れ

第 21 条の２　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴なう支払資金の手当て（一部解約に伴なう支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

②　一部解約に伴なう支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とし、かつ借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を上回らない範囲内とします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

損益の帰属

第 22 条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

信託終了時における受託者による資金の立替え

第 23 条　信託終了日までに金額を見積ることのできる未収入金があるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

②　前項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

信託の計算期間

第 24 条　この信託の計算期間は、毎年 10 月 30 日より翌年 10 月 29 日までとすることを原則とします。

②　前項の規定にかかわらず、前項の原則により計算期間終了日に該当する日（以下「当該日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

信託財産に関する報告

第 25 条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

信託事務の諸費用および監査費用

第 26 条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税ならびに地方消費税に相当する金額ならびに受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　前項の信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額は、第 24 条に規定する計算期間を通じて、毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

信託報酬等の総額

第 27 条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 24 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 50 以内の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第 1 項の信託報酬にかかる消費税ならびに地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

収益の分配方式

第 28 条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．利子およびこれ等に類する収益（以下「利息等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

追加信託金および一部解約金の計理処理

第 29 条　（削　除）

収益分配金の再投資

第 30 条　収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、委託者の指定する証券会社に交付されます。

②　委託者の指定する証券会社は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付により増加した受益権は、第 9 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③　収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

償還金および一部解約金の支払い

第 31 条　償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

②　一部解約金は、第 35 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、4 営業日目から当該受益者に支払います。

③　前 2 項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社の営業所において行なうものとします。

④　償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

償還金の時効

第 32 条　受益者が、償還金について、前条第 1 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失ない、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責

第 33 条　受託者は、収益分配金については第 30 条に規定する交付開始前に、償還金については第 31 条第 1 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 31 条第 2 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつきその責に任じません。

受益権の買取り

第 34 条　委託者の指定する証券会社は、受益者の請求があるときは、1 口単位をもってその受益権を買取ります。

②　受益権の買取価額は、買取約定日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行なう委託者の指定する証券会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。

③　平成 19 年 1 月 4 日以降、受益者が受益権の買取を請求するときは、委託者の指定する証券会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に買取り代金が受益者に支払われることとなる買取の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

④　委託者の指定する証券会社は、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第 1 項による受益権の買取りを中止すること、およびすでに受付けた受益権の買取りを取り消すことができます。

⑤　前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者が買取中止以前に行なった当日の買取請求を撤回できます。

　ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受付けたものとして計算した価額とします。

信託契約の一部解約

第 35 条　受益者（前条の委託者の指定する証券会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

②　委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。

④　平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行われる当該請求につ

いては、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

⑤　委託者は、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することこと、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

なお、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算した価額とします。

質権口記載または記録の受益権の取り扱い

第35条の2　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

信託契約の解約

第36条　委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑥　第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

第37条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定にしたがいます。

委託者の登録取消等に伴なう取扱い

第38条　委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

委託者の事業の譲渡および承継に伴なう取扱い

第39条　委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託者の辞任および解任に伴なう取扱い

第40条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第41条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

第41条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1

項の信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

反対者の買取請求権

第41条の２　第36条に規定する信託契約の解約または第41条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第36条第3項または第41条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

②　前項の買取請求の取扱いについては、委託者、受託者の協議により決定するものとします。

運用報告書に記載すべき事項の提供

第41条の3　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

公告

第42条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

http://www.am-one.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託約款に関する疑義の取扱い

第43条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

付則第１条　第30条第3項および第31条第4項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益権の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。

付則第２条　本約款で規定する「短期社債等」とは、1.社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、2.保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、3.資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、4.商工組合中央金庫法第33条ノ2に規定する短期商工債、5.信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債、6.農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債、7.一般振替機関の監督に関する命令第38条第2項に規定する短期外債をいいます。

付則第３条　平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第10条、第12条（受益証券の種類）から第15条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

昭和62年10月30日

東京都中央区日本橋兜町13番1号
委託者
朝日投信委託株式会社

東京都中央区八重洲1丁目2番1号
受託者
安田信託銀行株式会社

追加型証券投資信託［ボンドミックスミリオン］約款
運用の基本方針

約款第 17 条に基づき委託者の定める運用方針は、次のものとします。

基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的成長と安定した収益の確保をはかることを目的として、安定運用を行ないます。

運用方法

（１）投資対象

ＭＨＡＭ株式インデックス２２５マザーファンド受益証券およびわが国の公社債を主要投資対象とします。

（２）投資態度

ＭＨＡＭ株式インデックス２２５マザーファンド受益証券への投資により信託財産の長期的成長を目指し、公社債への投資により利息等安定収益の確保をはかります。

非株式（株式以外の資産）への実質投資割合は、原則として信託財産総額の 75%以下とします。

なお、有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行なうことができます。

（３）投資制限

① ＭＨＡＭ株式インデックス２２５マザーファンド受益証券への投資は、信託財産の純資産総額の７０％未満とします。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 有価証券先物取引等は約款第１９条の範囲で行ないます。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行ないます。

① 分配対象額の範囲は、利子・配当収益と売買益（評価益を含む。）等の全額とします。

② 分配金額は、利子・配当収益を中心に委託者が基準価額の水準等を勘案して決定します。

③ 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づき再投資します。

追加型証券投資信託［ボンドミックスミリオン］約款

委託者および受託者

第１条　この信託は、アセットマネジメント One 株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

信託事務の委託

第１条の２　受託者は、信託法第 26 条第 1 項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

信託の目的および金額

第２条　委託者は、金１億円～300 億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引受けます。

信託金の限度額

第３条　委託者は、受託者と合意のうえ、金 1,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

②　追加信託が行なわれたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、第１項の限度額を変更することができます。

信託期間

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第 40 条、第 41 条、第 42 条第 1 項および第 44 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

募集の方法

第４条の２　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

当初の受益者

第５条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 6 条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益権の分割および再分割

第６条　委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1 億口～300 億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

信託日時の異なる受益権の内容

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益権の帰属と受益証券の不発行

第９条　この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③　委託者は、第 6 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

④　委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約

が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

受益権の設定にかかる受託者の通知

第10条　受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

受益権の申込単位および価額

第11条　委託者の指定する証券会社は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、別に定めるミリオン（従業員積立投資プラン）累積投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得申込に応ずることができるものとします。

②　前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する証券会社は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③　受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。

④　第1項の規定にかかわらず、証券取引所（「証券取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場（以下「取引所」といいます。）のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者の指定する証券会社は、受益権の取得の申込みの受付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

受益証券の種類

第12条　（削　除）

受益権の譲渡にかかる記載または記録

第12条の2　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

第12条の3　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

受益証券の再交付

第13条　（削　除）

受益証券を毀損した場合等の再交付

第14条　（削　除）

受益証券の再交付の費用

第15条　（削　除）

運用の指図範囲および受益証券への投資制限

第16条　委託者は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結されたＭＨＡＭ株式インデックス２２５マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および主として、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等およびコマーシャル・ペーパーを除きます。）に投資することを指図しません。

1．国債証券
2．地方債証券
3．特別の法律により法人の発行する債券
4．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
5．コマーシャル・ペーパー

６．外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前各号の証券の性質を有するもの
なお、第１号から第４号までの証券および第６号の証券を以下「公社債」をいいます。
７．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
８．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

③ 第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 70 以上となる投資の指図をしません。

受託者の自己または利害関係人等との取引

第 16 条の２　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第 20 条において同じ。）、第 20 条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 16 条第１項および第２項に定める資産への投資等を行うことができます。

② 前項の取扱いは、第 19 条、第 24 条ないし第 25 条の２における委託者の指図による取引についても同様とします。

運用の基本方針

第 17 条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

投資する公社債の範囲

第 18 条　委託者が投資することを指図する公社債のうち、外国または外国の者の発行する邦貨建公社債およびわが国またはわが国法人が外国において発行する邦貨建公社債については、証券取引所に上場（上場予定を含みます。）されている銘柄およびこれに準ずるものとします。ただし、社債権者割当により取得する公社債については、この限りではありません。

信用リスク集中回避のための投資制限

第18条の１の２　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等に係る投資制限

第 18 条の２　委託者は、デリバティブ取引等（デリバティブ取引とは、金融商品取引法第２条第 20 項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第３条第 10 号に規定するものをいいます。）を含みます。以下「デリバティブ取引等」といいます（ただし、この信託において取引可能なものに限ります。以下同じ。）。）について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

先物取引等の運用指図・目的・範囲

第 19 条　委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに別に定める外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとし（以下同じ。）、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。

１．先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
２．先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第 16 条第２項第１号から第４号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

３．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに別に定める外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。

１．先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第 16 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

２．先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第 16 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している範囲内とします。

３．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

信託業務の委託等

第 20 条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存に係る業務

２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

有価証券の保管

第 20 条の２　（削　除）

混蔵寄託

第 21 条　金融機関または証券会社等（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社等の名義で混蔵寄託できるものとします。

一括登録

第 22 条　（削　除）

信託財産の登記等および記載等の留保等

第 23 条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

一部解約の請求および有価証券の売却等の指図

第 24 条　委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約を請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

再投資の指図

第 25 条　委託者は、前条の規定による一部解約および売却の代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

資金の借入れ

第 25 条の２　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴なう支払資金の手当て（一部解約に伴なう支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

②　一部解約に伴なう支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とし、かつ借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を上回らない範囲内とします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

損益の帰属

第 26 条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

受託者による資金の立替え

第 27 条　信託財産に属する有価証券について、借替えがある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③　前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

信託の計算期間

第 28 条　この信託の計算期間は、毎年 10 月 30 日より翌年 10 月 29 日までとすることを原則とします。

②　前項の規定にかかわらず、前項の原則により計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、該当日以降最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

信託財産に関する報告

第 29 条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

信託事務の諸費用および監査費用

第 30 条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税ならびに地方消費税に相当する金額ならびに受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　前項の信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額は、第 24 条に規定する計算期間を通じて、毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

信託報酬等の総額

第 31 条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 50 以内の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第 1 項の信託報酬にかかる消費税ならびに地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

収益の分配方式

第 32 条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．利子およびこれ等に類する収益（以下「利息等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

追加信託金および一部解約金の計理処理

第 33 条　（削　除）

収益分配金の再投資

第 34 条　収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、委託者の指定する証券会社に交付されます。

②　委託者の指定する証券会社は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる

受益権の売付けを行ないます。当該売付により増加した受益権は、第 9 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③　収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

償還金および一部解約金の支払い

第 35 条　償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

②　一部解約金は、第 39 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、4 営業日目から当該受益者に支払います。

③　前 2 項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社の営業所において行なうものとします。

④　償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

償還金の時効

第 36 条　受益者が、償還金について、前条第 1 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失ない、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責

第 37 条　受託者は、収益分配金については第 34 条に規定する交付開始前に、償還金については第 35 条第 1 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 35 条第 2 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定によりより委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつきその責に任じません。

受益権の買取り

第 38 条　委託者の指定する証券会社は、受益者の請求があるときは、1 口単位をもってその受益権を買取ります。

②　受益権の買取価額は、買取約定日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行なう委託者の指定する証券会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。

③　平成 19 年 1 月 4 日以降、受益者が受益権の買取を請求するときは、委託者の指定する証券会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に買取り代金が受益者に支払われることとなる買取の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

④　委託者の指定する証券会社は、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第 1 項による受益権の買取りを中止すること、およびすでに受付けた受益権の買取りを取り消すことができます。

⑤　前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行なった当日の買取請求を撤回できます。

　ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受付けたものとして計算した価額とします。

信託契約の一部解約

第 39 条　受益者（前条の委託者の指定する証券会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

②　委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。

④　平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします

⑤　委託者は、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することこと、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。なお、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の

請求を受付けたものとして計算した価額とします。

質権口記載または記録の受益権の取り扱い

第 39 条の２　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

信託契約の解約

第 40 条　委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③　前項の公告および書面には､受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

⑤　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑥　第 3 項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

第 41 条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 45 条の規定にしたがいます。

委託者の登録取消等に伴なう取扱い

第 42 条　委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず､監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 45 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

委託者の事業の譲渡および承継に伴なう取扱い

第 43 条　委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託者の辞任および解任に伴なう取扱い

第 44 条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 45 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

第 45 条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③　前項の公告および書面には､受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

反対者の買取請求権

第 45 条の２　第 40 条に規定する信託契約の解約または第 45 条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 40 条第 3 項または第 45 条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に

帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

② 前項の買取請求の取扱いについては、委託者、受託者の協議により決定するものとします。

運用報告書に記載すべき事項の提供

第45条の3　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

公告

第46条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

http://www.am-one.co.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託約款に関する疑義の取扱い

第47条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

付則第1条　第34条第3項および第35条第4項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益権の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。

付則第2条　本約款で規定する「短期社債等」とは、1.社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、2.保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、3.資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、4.商工組合中央金庫法第33条ノ2に規定する短期商工債、5.信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債、6.農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債、7.一般振替機関の監督に関する命令第38条第2項に規定する短期外債をいいます。

付則第3条　平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第10条、第12条（受益証券の種類）から第15条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

昭和62年10月30日

委託者　東京都中央区日本橋兜町13番1号
朝日投信委託株式会社

受託者　東京都中央区八重洲1丁目2番1号
安田信託銀行株式会社

親投資信託［ＭＨＡＭ株式インデックス２２５マザーファンド］約款

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のものといたします。

基本方針

この投資信託は、株式への投資により、信託財産の長期的な成長に重点を置き、積極的な運用を行ないます。

運用方法

（１）投資対象

わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。）に上場されている株式のうち総合的な市場動向を反映する日経平均株価（225種・東証）に採用された銘柄を主要投資対象とします。なお、選定銘柄は、原則として変更しませんが、一定時期に見直すことがあります。

（２）投資態度

投資成果を総合的な株価の動きに連動させるため、次のポートフォリオ管理を行ないます。

① 上記投資銘柄の中から200ないし225銘柄に原則として等株数投資を行ないます。

② 株式の組入比率は、高位を保ちます。

③ 市況動向やファンドの資金事情等により、上記のような運用が行なわれないことがあります。

④ 有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券指数等先物取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行なうことができます。

（３）投資制限

① 株式への投資には、制限を設けません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 有価証券先物取引等は約款第21条の規定の範囲で行ないます。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。